

平成26年度

# 水道事業年報

平成26年4月1日～平成27年3月31日

光市水道局



# 目 次

## 水道事業の概要

1	水道事業のあゆみ	1
2	事業認可の概要	3
3	水道施設の概要	5
4	水道事業量の推移	9
5	平成26年度事業概要	11
6	管路延長	12
7	行政区域内人口の推移	14

## 配水統計

1	取水量・配水量	15
2	電力及び薬品使用状況	16
3	水質検査成績	17

## 業務統計

1	水道料金調定状況	19
2	用途別業務統計	20
3	量水器管理状況	21

## 財務状況

1	業務及び経営分析	22
2	財務分析	23
3	水道料金原価分析	25
4	決算状況	26
5	水道料金の推移	31

## そ の 他

1	水道局機構図	45
2	職員配置	46
3	年齢別職員構成	47
4	勤続年数別職員構成	48
5	水道年表	49

# 水道事業の概要

- 1 水道事業のあゆみ
- 2 事業認可の概要
- 3 水道施設の概要
- 4 水道事業量の推移
- 5 平成26年度事業概要
- 6 管路延長
- 7 行政区域内人口の推移

# 水道事業の概要

## 1 水道事業のあゆみ

平成16年10月4日に旧光市と旧大和町の合併により誕生した新しい「光市」は、県の東南部、周南工業地帯の東部に位置し、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や緑豊かな石城山、そして母なる川である島田川などを有する豊かな自然環境に恵まれた都市です。

光市の水道事業は、昭和20年に終戦により遊休施設となった旧光海軍工廠の専用水道の使用許可を受け、戦災を免れた工廠宿泊施設の入居者への給水を暫定的に開始したのが始まりで、昭和23年に光市水道事業の認可を、昭和28年に一時的な使用許可を受けたまま使用していた旧光海軍工廠の専用水道施設の無償貸付の正式な許可を受けて、そのあゆみを進めてきました。

その後、市勢の発展とともに増加し続ける水需要に対応するための「拡張期」、より安心・安全な水の安定給水を実現するための「施設更新・高水準化期」と水道事業を取り巻く環境が変遷するなか、4次にわたる拡張事業に取り組み、現在に至っています。

### ◆第1次拡張事業

人口の増加や企業の進出によって給水量が加速度的に増え続けたため、島田川に30,000m<sup>3</sup>余りを伏流水から取水する第2号集水管を埋設するとともに、旧海軍の既設配水池2池（1池5,000m<sup>3</sup>）を復旧し、市内各方面に10kmもの配水管を布設して給水エリアの拡大を図りました。

### ◆第2次拡張事業

第1次拡張事業により、着実に給水能力、給水エリアを拡大していきましたが、時代は高度経済成長期に突入しており、水の需要量が大幅に増え続けたため、東部配水地域の水圧が極度に低下していました。このような状況を打開すべく、全水利権の1日50,000m<sup>3</sup>を最大限に活用するため、配水池の改修工事や第3号集水管の埋設、送水ポンプの増強、電気施設の整備や中央管理システムの導入、原水の汚染に対処するための浄水施設の新設などを行い、清浄・豊富な水の確保が可能となりました。

### ◆第3次拡張事業

衰えを見せない市勢の発展、生活水準の向上などに伴う水需要の増加には陰りが見えず、河川環境の悪化という新たな問題が生じてきたため、ゆとりある安定した給水を図るべく林浄水場の隣接用地を購入し、汚泥処理施設として天日乾燥床を新設するとともに下林取水施設を新設しました。

また、市内全域にわたる主要配水管の整備、拡充や未給水地域の小周防虹川地区へ配水管を布設し給水区域の拡張を図り、普及率が飛躍的に増大しました。

#### ◆第4次拡張事業

これまでの3度にわたる拡張事業は、増加し続ける水需要に対応するための施設の拡大を事業の柱としていましたが、平成7年に発生した阪神淡路大震災を契機に安心・安全な水の安定的な給水が求められるようになってきました。

そこで、市内給水の核となる施設である林浄水場の運転管理の安全性の強化を図るため、中央管理システムをはじめとした各種設備の更新工事を行い、浸水対策、2系統受電方式、オイルレス機器の採用などによる災害や故障に強い施設の構築、コンピュータ中央運転制御方式、市内水道施設の遠隔制御方式、薬注設備の自動制御方式、浄水池と配水池の水位による取水・送水の自動運転制御など総合的な運転監視制御を行うことが可能となりました。

また、安定給水の確保を図るため、清山配水池に地上式の新タンクを築造、上ヶ原簡易水道、大和簡易水道の上水道への統合に伴い、上ヶ原配水池、大和配水池を築造し、より多くの地域での直結給水が可能となったほか、耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム対策として、林浄水場に紫外線照射施設を整備し、より安心・安全な水道水を給水することが可能となりました。

さらに、平成22年3月には、給水区域を拡張する変更認可の許可を得て、東荷地区の未給水地域への配水管布設工事を行いました。

#### ◆簡易水道事業の統合

平成16年10月4日に旧光市と旧大和町の合併により誕生した新しい「光市」には、旧光市の上ヶ原簡易水道、岩屋・伊保木簡易水道、牛島簡易水道、旧大和町の大和簡易水道の4つの簡易水道がありましたが、離島である牛島簡易水道を除いた3つの簡易水道については、平成20年4月に上ヶ原簡易水道を、平成21年4月に大和簡易水道、岩屋・伊保木簡易水道を、それぞれ上水道へ統合し現在に至っています。

## 2 事業認可の概要

事業名	許可年月日	工 期		事業費 (千円)	給水人口 (人)
		着工年月	竣工年月		
創 設		昭和14年4月	昭和15年9月		
改 良	昭和23年11月10日				
	厚生省山衛第34号				
	厚生省山衛第35号	昭和23年11月	昭和24年1月	2,967	25,000
変 更	昭和25年5月31日 厚生省山衛第71号	昭和25年5月	昭和25年12月	16,500	25,000
第1次拡張	昭和30年12月13日 厚生省山衛第105号	昭和28年4月	昭和45年3月	302,064	38,500
第2次拡張	昭和45年11月10日 厚生省環第706号	昭和46年2月	昭和50年3月	825,300	43,500
変 更	昭和47年3月27日 厚生省環第214号	昭和46年2月	昭和50年3月	807,215	43,500
第3次拡張	昭和49年3月30日 厚生省環第307号	昭和49年4月	昭和56年3月	5,928,210	65,000
第4次拡張	平成12年1月25日 厚生省収生衛第37号	平成12年4月	平成25年3月	5,199,000	50,100
変 更	平成20年6月16日 厚生労働省発健 第0616005号	平成12年4月	平成28年3月	1,726,100	50,200
軽微変更	平成22年3月23日 厚生労働省健水収 0323第7号	平成12年4月	平成29年3月	407,300	50,700



基 本 計 画		
1人1日 最大給水量 (ℓ)	1日最大 給水量 (m <sup>3</sup> )	
		昭和15年10月1日光海軍工廠の専用水道として第1次施設を竣工。昭和21年光海軍工廠の専用水道の一時使用許可（昭和21年1月16日国第54号）を受けて上水道として発足。
		水道事業運営の認定
364	9,100	室積方面配水本管布設（第1期）工事
364	9,100	新光学院給水管布設工事、室積方面配水本管布設（第2期）工事、上島田方面配水本管布設工事
1,170	45,040	旧海軍工廠が建設工事を施工中、終戦のため中断した水源地の集水管、集水井、接合池、送水管及び第2ポンプ所のポンプ井を復旧整備、又ポンプ施設、ポンプ所の新設、戦時中の空襲により損傷中の配水池を復旧、室積地区、西部地区等の配水管新設
1,103	48,000	集水埋渠布設工事、ポンプ室改造工事、取水ポンプ整備工事、着水井、急攪フロック形成薬品沈殿池、急速ろ渦池、浄水池、洗浄水槽、汚水池、管理本館の築造工事、ポンプ浄水機械薬品注入電気計装、場内連絡配水管、送水ポンプの設備工事、3号配水池改造工事、配水流量計設備工事、虹ヶ丘配水池築造工事、観音寺配水池築造工事、周防地区送水及び配水施設工事
1,103	48,000	当初急速ろ渦池で申請、実施段階においてハーディング急速ろ過池に変更
1,000	65,000	天日乾燥用地を取得し天日乾燥床を新設、下林取水施設の新設、市内全域にわたる主要配水管の布設工事、未給水地域の小周防地区への配水管を布設し、給水区域の拡張
950	47,600	清山配水池築造工事、浄水場電気・計装・滅菌・機械設備更新事業、計画給水区域の変更による給水区域の拡張
926	46,500	紫外線処理施設の導入、給水区域の拡張、計画給水人口の変更
927	46,500	給水区域の拡張、計画給水人口の変更

### 3 水道施設の概要

#### (1) 水道局庁舎

##### (ア) 鉄筋コンクリート造二階建塔屋付

敷地面積		4,808.52	m <sup>2</sup>
床面積	一階	536.69	m <sup>2</sup>
	二階	332.76	m <sup>2</sup>
	塔屋	20.55	m <sup>2</sup>
付 属 棟	車庫	90.00	m <sup>2</sup>
	倉庫	89.10	m <sup>2</sup>

(イ) 電気設備：受変電設備 (6.6kV)：弱電設備：放送設備：自動火災報知設備

#### (2) 林浄水場

##### (ア) 集水管

第1集水管	有孔ヒュウム管	800 m/m	L = 240 m (旧軍)
第2集水管	有孔ヒュウム管	900 m/m	L = 268 m
第3集水管	有孔ヒュウム管	1100 m/m	L = 145 m

##### (イ) 取水ポンプ室

第1取水ポンプ室	鉄筋平屋建	床面積	90.27	m <sup>2</sup>
第2取水ポンプ室	鉄筋コンクリート建	床面積	地階	166.07
			一階	101.28
		延面積		267.35
第3取水ポンプ室	コンクリート平屋建	延面積	44.08	m <sup>2</sup>

##### (ウ) 取水ポンプ

第1取水ポンプ	水中斜流ポンプ (2台)		
	φ250	Q=9m <sup>3</sup> /min	H=9m
第2取水ポンプ	水中斜流ポンプ (2台) インバータ制御交互式		
	φ400	Q=20.0m <sup>3</sup> /min	H=12.6m
第3取水ポンプ	水中斜流ポンプ (2台)		
	φ150	Q=3.45m <sup>3</sup> /min	H=12m
	立型段数1段	15kW	

##### (エ) 着水井

鉄筋コンクリート造 (1池) 16.2m×4.2m×4.0m

##### (オ) 急速攪拌池

鉄筋コンクリート造 (1池) 3.5m×3.5m×5.2m  
有効容量 57.6m<sup>3</sup>  
フラッシュミキサー (1台) φ700 101RPM3.7m  
プロペラ2連

##### (カ) フロック形成池

鉄筋コンクリート造 (2池) 7m×11m×3.8m  
有効容量 523.6m<sup>3</sup>  
フロキュレーター (4台)

- (キ) 傾斜板沈殿池  
鉄筋コンクリート造 (2池) 11m×21.4m×4.2m  
有効容量 1,840m<sup>3</sup>  
傾斜板3段×11列×ピッチ×2組
- (ク) 急速濾過池  
鉄筋コンクリート造 (4池) 3.66m×21.4m×1.5m  
濾過面積 293m<sup>2</sup>120m/D  
ハーデンジ12型×100セクション上屋1棟
- (ケ) 薬品注入室  
鉄筋コンクリート造 平屋建 床面積 108m<sup>2</sup>
- (コ) 薬品注入設備  
注入ポンプ 遠距離制御型ストローク長制御方式  
硫酸バンド注入ポンプ 0.107~0.429ℓ/min×2台  
前苛性ソーダ注入ポンプ 0.052~0.210ℓ/min×2台  
後苛性ソーダ注入ポンプ 0.107~0.429ℓ/min×2台
- (サ) 薬品貯蔵施設  
硫酸バンドタンク FRP製 10m<sup>3</sup>×2槽  
苛性ソーダタンク SUS製 8m<sup>3</sup>×2槽
- (シ) 滅菌設備  
次亜注入設備 液中ピストンポンプ:比例インターバル方式  
前次亜注入ポンプ 1.59~159mℓ/min×2台  
中次亜注入ポンプ 1.59~159mℓ/min×2台  
後次亜注入ポンプ 1.59~159mℓ/min×2台  
次亜貯蔵槽 チタン製 5m<sup>3</sup> 2槽
- (ス) 汚水池  
鉄筋コンクリート造 (1池) 9.5m×9.5m×4.45m  
汚水ポンプ φ150水中ブレードレスポンプQ=3.0m<sup>3</sup>/min  
H=10m 11kW 2台
- (セ) 汚泥ポンプ室  
鉄筋コンクリート造1室 2.7m×6.3m×4.8m  
汚泥ポンプ φ80×50渦巻ポンプQ=0.5m<sup>3</sup>/min  
H=4.0m 11kW 3台
- (ソ) 浄水池  
鉄筋コンクリート造 (2池) 15.6m×23.6m×3.45m  
有効容量 1,150m<sup>3</sup>
- (タ) 送水ポンプ室  
鉄筋コンクリート造 (レベル2地震動に対応)  
平屋建 床面積320.25m<sup>2</sup>
- (チ) 送水ポンプ  
送水1号ポンプ φ350×250 渦巻ポンプ  
Q=11.7m<sup>3</sup>/min H=85m 290kW 6,600V  
三相誘導電動機直結 (1台)  
(水量調節弁付)

送水 2 号ポンプ	φ350×250 渦巻ポンプ Q=11.7m <sup>3</sup> /min H=85m 290kW 6,600V 三相誘導電動機直結 (1 台)
送水 3 号ポンプ	φ350×250 渦巻ポンプ Q=11.7m <sup>3</sup> /min H=85m 290kW 6,600V 三相誘導電動機直結 (1 台)
送水 4 号ポンプ	φ350×250 渦巻ポンプ Q=11.7m <sup>3</sup> /min H=85m 290kW 6,600V 三相誘導電動機直結 (1 台)
観音寺送水ポンプ	φ125×125 水中 2 段タービン Q=2.08m <sup>3</sup> /min H=105m 55kW 2 台

(ツ) 変電設備

- ① 送水ポンプ動力源6,600V直結
- ② 300kVA 3相440V×2台
- ③ 100kVA 3相210V×2台
- ④ 50kVA単三210V-105V×1台

(テ) 直流電源設備

- ① 直流電源設備～電気機器操作用  
密封鉛蓄電池 12V 22Ah 8個 サイリスタ充電式整流器付
- ② 無停電電源装置 (UPS) ～中央システム停電用  
密封鉛蓄電池 2V 150Ah 108個 サイリスタ充電式整流器付

(ト) 管理本館

鉄筋コンクリート造二階建 (レベル2地震動に対応)  
延床面積 600m<sup>2</sup> 一階 300m<sup>2</sup> 二階 300m<sup>2</sup>

(ナ) 新管理棟

鉄筋コンクリート造二階建 (レベル2地震動に対応)  
延床面積 343.16m<sup>2</sup> 一階 171.58m<sup>2</sup> 二階 171.58m<sup>2</sup>

(ニ) 第2電気室

鉄筋コンクリート造平屋建  
床面積 31.50m<sup>2</sup>

(ヌ) 紫外線照射設備建屋

鉄筋コンクリート造地下一階建 (レベル2地震動に対応)  
床面積 147.03m<sup>2</sup>

(ネ) 紫外線照射装置 3台

処理水量 18,000m<sup>3</sup>/日

(3) 配水池

(ア) 清山配水池

鉄筋コンクリート造 (3池)  
43.5m×31.0m×4.0m (2池)  
40.0m×29.0m×4.0m (1池)  
容量 15,000m<sup>3</sup>

ステンレス造 (2池)

D=31.0m H=8m (2池)  
容量 12,000m<sup>3</sup>

(イ) 観音寺配水池  
PC造 (1池)

D=15.0m H=6.5m  
容量 1,100m<sup>3</sup>

(ウ) 上ヶ原配水池  
ステンレス造 (1池)

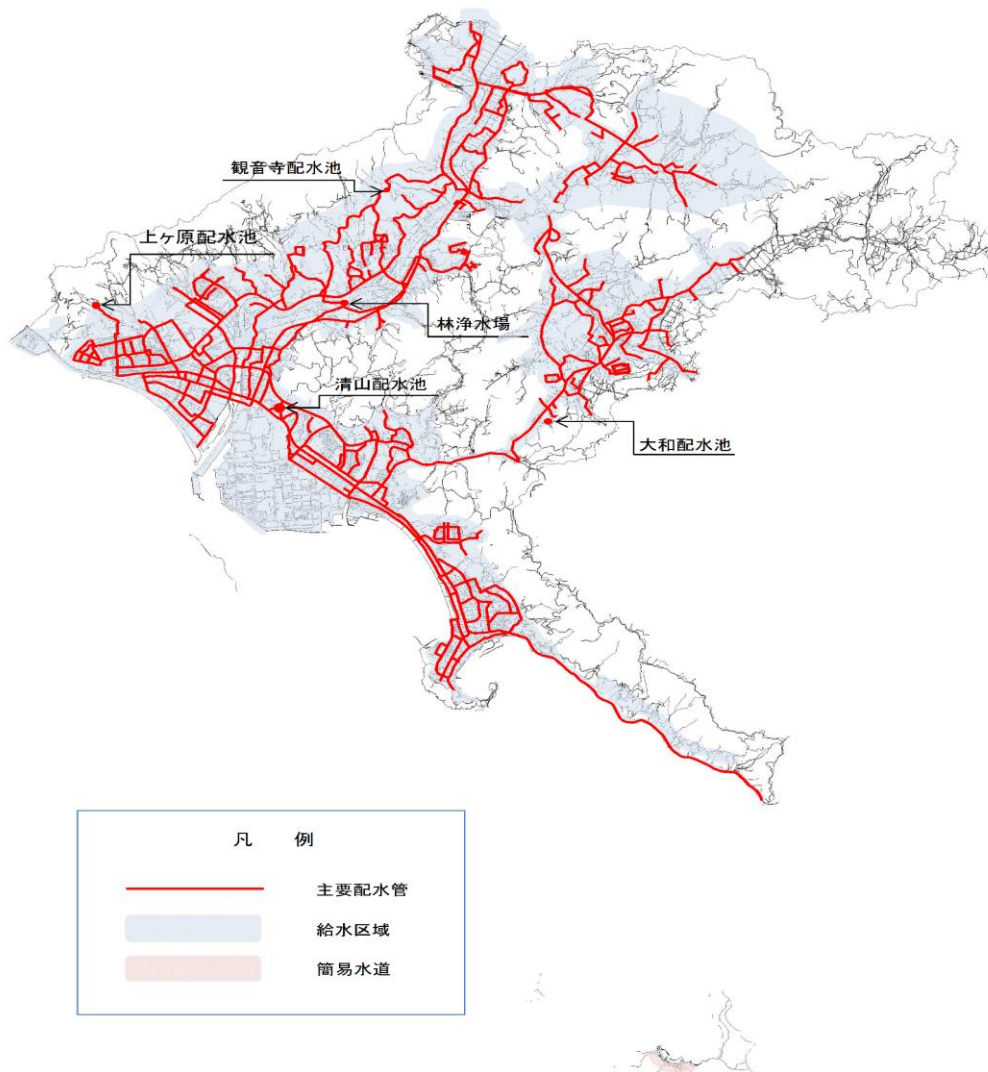
10.0m×10.0m×4.0m (1池)  
容量 400m<sup>3</sup>

(エ) 大和配水池  
ステンレス造 (1池)

16.0m×27.0m×2.5m (1池)  
容量 1,500m<sup>3</sup>

## ○光市の上水道施設概要図

光市の上水道施設概要図



#### 4 水道事業量の推移

区 分		年 度		
		19年度	20年度	21年度
人 口 ・ 戸 数	行政区域内人口 (A) (人)	55,107	54,911	54,641
	行政区域内戸数 (戸)	22,352	22,814	22,893
	給水区域内人口 (B) (人)	46,843	46,690	53,424
	給水区域内戸数 (戸)	19,321	19,520	22,382
	給水人口 (C) (人)	45,305	45,214	50,049
	給水戸数 (戸)	18,718	18,927	20,970
行政区域内普及率 C/A (%)		82.2	82.3	91.6
給水区域内普及率 C/B (%)		96.7	96.8	93.7
配 水 量	年間総配水量 (D) (m <sup>3</sup> )	11,081,500	9,959,775	9,795,217
	一日最大配水量 (m <sup>3</sup> )	43,020	39,533	34,916
	一日平均配水量 (m <sup>3</sup> )	30,277	27,287	26,836
年間有収水量 (E) (m <sup>3</sup> )		9,907,231	8,904,039	8,766,719
有収率 E/D (%)		89.4	89.4	89.5
料 金 徴 収 方 法	集 金 制 (%)	10.2	0.0	0.0
	口 座 振 替 (%)	80.5	87.7	89.2
	納 付 制 (%)	9.3	12.3	10.8
導 送 水 管 延 長 (m)		12,308	16,880	19,584
配 水 管 延 長 (m)		212,004	218,023	257,471
配 水 能 力 (m <sup>3</sup> /日)		47,600	47,600	47,600
消 火 栓 設 置 数 (個)		698	788	788
メ ー タ ー 設 置 数 (個)		18,718	18,927	21,847
給 水 原 価 (円)		89.41	106.50	114.01
供 給 単 価 (円)		95.14	98.30	98.35
財 務 状 況	総 収 益 (千円)	992,312	926,699	1,011,945
	水 道 料 金 (千円)	942,577	875,117	862,225
	総 費 用 (千円)	885,805	955,853	999,482
	純 利 益 (△ 損) (千円)	106,507	△ 29,154	12,463
職 員 数 (人)		35	36	36

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
54,287	53,946	53,525	53,326	52,856
22,929	22,986	22,917	23,161	23,186
53,076	52,691	52,308	52,129	51,679
22,418	22,398	22,337	22,585	22,612
49,784	50,102	49,748	49,750	49,578
21,027	21,348	21,300	21,608	21,748
91.7	92.9	92.9	93.3	93.8
93.8	95.1	95.1	95.4	95.9
9,949,983	9,993,886	9,775,453	9,553,339	9,385,798
34,509	37,391	31,785	29,285	32,239
27,260	27,306	26,782	26,174	25,715
8,906,340	8,948,829	8,753,966	8,606,969	8,456,784
89.5	89.5	89.6	90.1	90.1
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
88.2	88.7	89.7	88.6	88.2
11.8	11.3	10.3	11.4	11.8
19,584	19,584	19,584	19,584	19,584
260,530	264,993	272,565	277,538	279,702
47,600	47,600	47,600	47,600	47,600
790	792	799	795	794
22,311	22,712	21,300	21,608	21,748
114.45	119.94	118.35	120.86	119.38
98.26	118.35	121.83	122.02	122.28
955,854	1,141,347	1,247,342	1,506,439	1,907,087
875,110	1,059,120	1,066,517	1,050,195	1,034,124
1,021,214	1,101,877	1,119,495	1,435,787	1,994,933
△ 65,350	39,470	127,847	70,652	△ 87,846
37	36	36	34	35

※消費税等は含まない。

## 5 平成26年度事業概要

### (1) 事業報告

#### イ 業務量

本年度の業務量は、総配水量9,385,798<sup>m</sup>、総有収水量8,456,784<sup>m</sup>となっており、有収率は90.1%となりました。本年度は、工場用水の使用水量は前年度並みであったものの、人口減少及び節水機器の普及等による家事用水の使用水量の減少が影響し、総有収水量は前年度と比較して150,185<sup>m</sup>の減少となりました。

また、給水戸数は21,748戸で、前年度と比較して140戸増加し、給水普及率は93.8%となりました。

#### ロ 建設改良事業

##### (イ) 第4次拡張事業

未普及地域の解消及び安定給水を図るため、虹ヶ丘、三井、中島田地区の配水管布設工事等を施工しました。

##### (ロ) 浄水施設耐震化事業

水道事業における重要施設である林浄水場の浄水施設の計画的な改良・補修として、第2取水ポンプ室耐震化補強工事を施工しました。

##### (ハ) 配水管整備事業

給水区域の赤水、出水不良の改善及び漏水防止対策として、老朽配水管の布設替工事等を施工しました。

#### ハ 財政状況

収益的収支では、税抜きで事業収益1,907,087,249円に対し事業費用1,994,932,990円で差引87,845,741円の純利益を計上しました。

資本的収支では、税抜きで資本的収入176,154,536円に対し資本的支出545,493,777円で差引369,339,241円の不足額を生じましたが、これは過年度分損益勘定留保資金等で補填しました。

### (2) 主な出来事

#### 平成26年

6月1日 第55回水道週間(～7日)

6月2日 第17回水道まつり

10月6日 平成25年度光市水道事業決算の認定

10月6日 平成25年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について議決

#### 平成27年

3月26日 平成27年度光市水道事業会計予算議決



## 6 管路延長

### (1) 導・送・配水管延長

(平成27年3月31日現在)  
(単位：m)

年 度 \ 管 種	導 水 管	送 水 管	配 水 管	計
平 成 17 年 度	850	9,896	208,000	218,746
平 成 18 年 度	850	9,896	209,028	219,774
平 成 19 年 度	850	11,458	212,004	224,312
平 成 20 年 度	850	16,030	218,023	234,903
平 成 21 年 度	2,649	16,935	257,471	277,055
平 成 22 年 度	2,649	16,935	260,530	280,114
平 成 23 年 度	2,649	16,935	264,993	284,577
平 成 24 年 度	2,649	16,935	272,565	292,149
平 成 25 年 度	2,649	16,935	277,538	297,122
平 成 26 年 度	2,649	16,935	279,702	299,286

### (2) 導水管口径別・管種別の延長

(平成27年3月31日現在)  
(単位：m)

口 径 \ 管 種	ダクタイル鋳鉄管	ビニール管	計
50 mm	0	1,799	1,799
300 mm	35	0	35
400 mm	87	0	87
500 mm	93	0	93
900 mm	635	0	635
計	850	1,799	2,649

## (3) 送水管口径別・管種別の延長

(平成27年3月31日現在)  
(単位：m)

管種 口径	塩化 ビニール管	ポリエチレン管	鋳鉄管	ダクタイル 鋳鉄管	鋼管	計
75mm	905					905
150mm		1,562				1,562
250mm				4,374	3,400	7,774
450mm			3,500	198		3,698
600mm					2,996	2,996
計	905	1,562	3,500	4,572	6,396	16,935

## (4) 配水管口径別・管種別の延長

(平成27年3月31日現在)  
(単位：m)

管種 口径	塩化 ビニール管	鋼管	鋳鉄管	石綿管	ダクタイル 鋳鉄管	ステンレス 鋼管	ポリエチレン管	計
50mm	7,986	436					29,434	37,856
75mm	23,774	351	1,832		6,279		29,558	61,794
100mm	19,335	303	961		20,821		14,184	55,604
150mm	2,403	62	8,038		49,872	75	12	60,462
200mm	150	77	6,963		27,847	28		35,065
250mm			202		9,168			9,370
300mm		111	960		1,960			3,031
350mm		12	172		7,826			8,010
400mm		184			2,774			2,958
450mm		42	1,028		218			1,288
500mm		1,766	400		1,570			3,736
600mm		42	100		341			483
700mm					45			45
計	53,648	3,386	20,656	0	128,721	103	73,188	279,702

## 7 行政区域内人口の推移

(平成27年3月31日現在)

年 度	人 口	年 度	人 口	年 度	人 口
昭和30年度	38,787人	昭和50年度	49,476人	平成7年度	48,086人
昭和31年度	38,752人	昭和51年度	49,414人	平成8年度	48,050人
昭和32年度	38,839人	昭和52年度	49,515人	平成9年度	48,184人
昭和33年度	39,179人	昭和53年度	49,454人	平成10年度	48,105人
昭和34年度	39,408人	昭和54年度	49,474人	平成11年度	47,870人
昭和35年度	40,161人	昭和55年度	49,775人	平成12年度	47,826人
昭和36年度	41,700人	昭和56年度	49,960人	平成13年度	47,784人
昭和37年度	42,457人	昭和57年度	50,186人	平成14年度	47,838人
昭和38年度	43,212人	昭和58年度	50,262人	平成15年度	47,778人
昭和39年度	44,002人	昭和59年度	50,016人	平成16年度	55,748人
昭和40年度	44,648人	昭和60年度	49,985人	平成17年度	55,567人
昭和41年度	44,217人	昭和61年度	49,735人	平成18年度	55,360人
昭和42年度	45,170人	昭和62年度	49,637人	平成19年度	55,107人
昭和43年度	44,215人	昭和63年度	49,313人	平成20年度	54,911人
昭和44年度	45,323人	平成元年度	49,078人	平成21年度	54,641人
昭和45年度	46,466人	平成2年度	48,564人	平成22年度	54,287人
昭和46年度	47,953人	平成3年度	48,418人	平成23年度	53,946人
昭和47年度	48,638人	平成4年度	48,184人	平成24年度	53,525人
昭和48年度	49,173人	平成5年度	48,171人	平成25年度	53,326人
昭和49年度	49,415人	平成6年度	48,045人	平成26年度	52,856人



# 配 水 統 計

- 1 取水量・配水量
- 2 電力及び薬品使用状況（林浄水場）
- 3 水質検査成績

# 配 水 統 計

## 1 取水量・配水量

(単位：m<sup>3</sup>)

年 度 項 目	取 水 量	配 水 量				有 収 水 量
		年間総配水量	一日平均配水量	一日最大配水量	一日最小配水量	
19年度	11,843,050	11,081,500	30,277	43,020	25,175	9,907,231
20年度	10,777,332	9,959,775	27,287	39,533	24,053	8,904,039
21年度	10,650,807	9,795,217	26,836	34,916	24,425	8,766,719
22年度	10,870,943	9,949,983	27,260	34,509	24,776	8,906,340
23年度	10,670,723	9,993,886	27,306	37,391	23,357	8,948,829
24年度	10,274,812	9,775,453	26,782	31,785	23,064	8,753,966
25年度	9,755,314	9,553,339	26,174	29,285	22,491	8,606,969
26年度	9,868,389	9,385,798	25,715	32,239	22,224	8,456,784
26年4月	781,468	739,886	24,663	31,894	22,224	726,243
26年5月	848,113	806,268	26,009	30,480	24,360	607,916
26年6月	836,878	800,401	26,680	28,944	25,093	765,887
26年7月	885,794	835,113	26,939	29,514	24,394	678,903
26年8月	871,531	825,656	26,634	32,239	24,908	784,542
26年9月	836,306	792,093	26,403	28,596	25,098	680,990
26年10月	844,282	797,180	25,715	27,871	23,462	773,391
26年11月	793,348	753,326	25,111	26,580	23,553	657,556
26年12月	814,835	784,422	25,304	26,717	24,697	750,593
27年1月	813,356	776,603	25,052	26,791	23,205	668,079
27年2月	734,222	702,881	25,103	27,212	23,671	736,373
27年3月	808,256	771,969	24,902	26,612	23,122	626,311

## 2 電力及び薬品使用状況（林浄水場）

年 度 \ 項 目	電力使用量 (kW)	電力使用料金 (円)	塩素使用量 (kg) 次亜塩素酸ナトリウム (平成17年度から)	塩素使用料金 (円)
18年度	3,335,040	48,201,373	6,782.5	1,695,625
19年度	3,505,728	50,104,194	8,763.3	2,190,050
20年度	3,329,520	51,273,336	8,184.7	2,412,331
21年度	3,259,308	45,236,393	8,424.1	2,870,406
22年度	3,355,440	45,825,307	9,161.4	2,868,810
23年度	3,345,924	48,927,765	8,928.7	2,634,028
24年度	3,208,224	49,271,363	9,293.0	2,827,710
25年度	3,112,216	50,741,387	8,211.0	2,687,680
26年度	3,153,696	54,991,356	8,088.6	2,557,070
26年4月	247,920	4,277,167	579.8	183,294
26年5月	264,420	4,602,239	753.7	238,269
26年6月	261,540	4,609,512	841.5	266,026
26年7月	280,716	5,037,183	926.9	293,023
26年8月	276,888	4,964,912	896.2	283,318
26年9月	262,464	4,697,776	766.0	242,158
26年10月	263,520	4,527,345	750.8	237,352
26年11月	253,272	4,376,191	559.1	176,750
26年12月	267,288	4,558,052	532.4	168,309
27年1月	268,428	4,553,689	516.5	163,282
27年2月	241,596	4,237,005	445.5	140,837
27年3月	265,644	4,550,285	520.2	164,452
月平均	262,808	4,582,613	674.1	213,089
日平均	8,640	150,661	22.2	7,010
1 m <sup>3</sup> あたり	0.32	5.572	0.001	0.28

※消費税等を含む。

### 3 水質検査成績

平均値（平成26年度）

検査項目	水質基準	浄			
		林浄水場 浄水池	五軒屋	室積 八丁目	虹ヶ浜 三丁目
気温 (°C)					
水温 (°C)		16.5	19.3	18.8	18.6
一般細菌 (1ml中)	100以下	0	0	1	0
大腸菌 (100ml中)	検出されないこと				
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005以下				
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01以下	<0.001		0.001	
ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物 (mg/L)	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
亜硝酸態窒素 (mg/L)		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10以下	0.43	0.45	0.44	0.44
フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8以下	0.15	0.15	0.15	0.15
ホウ素およびその化合物 (mg/L)	1.0以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
四塩化炭素 (mg/L)	0.002以下		<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05以下			<0.005	
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04以下		<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロメタン (mg/L)	0.02以下		<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01以下		<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン (mg/L)	0.01以下		<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン (mg/L)	0.01以下		<0.001	<0.001	<0.001
塩素酸 (mg/L)	0.6以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
クロロ酢酸 (mg/L)	0.02以下		<0.002	<0.002	<0.002
クロロホルム (mg/L)	0.06以下		0.005	0.004	0.004
ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.04以下		<0.002	<0.002	<0.002
ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1以下		0.003	0.003	0.002
臭素酸 (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総トリハロメタン (mg/L)	0.1以下		0.013	0.010	0.010
トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.2以下		<0.002	0.002	0.002
ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03以下		0.005	0.004	0.004
ブロモホルム (mg/L)	0.09以下		<0.001	<0.001	<0.001
ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08以下		<0.008	<0.008	<0.008
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1.0以下	<0.005	0.011	0.006	0.026
アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3以下	0.02	0.02	0.02	0.02
銅及びその化合物 (mg/L)	1.0以下	<0.005	<0.005	0.011	0.012
ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200以下	8.3			
マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化物イオン (mg/L)	200以下	6.3	6.6	6.5	6.4
カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	300以下	32.5			
蒸発残留物 (mg/L)	500以下				
陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2以下				
ジェオスミン (mg/L)	0.00001以下			<0.000001	
2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001以下			<0.000001	
非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02以下				
フェノール類 (mg/L)	0.005以下				
有機物 (TOCの量) (mg/L)	3以下	0.4	0.4	0.4	0.4
pH値	5.8~8.6	7.2	7.3	7.3	7.3
味	異常でないこと				
臭気	異常でないこと				
色度 (みかけの色度) (度)	5以下	<1	<1	<1	<1
濁度 (度)	2以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
過マンガン酸カリウム消費量 (mg/L)		0.70	0.60	0.70	0.60
アンモニア態窒素 (mg/L)		<0.02			
カリウム (mg/L)		1.4			
マグネシウム (mg/L)		1.4			
カルシウム (mg/L)		10.7			
硫酸イオン (mg/L)		7.7	7.7	7.7	7.7
電気伝導率 (μS/cm)		106	107	107	108
ウェルシュ菌芽胞					
臭気強度 (度)					
残留塩素 (mg/L)		0.4	0.3	0.2	0.2



岩 狩 一 丁 目	水					原 水		
	周 防	千 坊 台 一 丁 目	上 ケ 原	東伊保木	大 和	第一取水 (伏流水)	第二取水 (伏流水)	第三取水 (伏流水)
						17.8		
17.8	16.6	18.7	18.3	17.1	18.7	15.8	15.9	15.9
0	0	0	0	0	0	12	3	17
<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.005	<0.005		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
0.44	0.45	0.45	0.45	0.45	0.44	0.44	0.44	0.45
0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.16	0.15	0.15
<0.02	<0.02		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			
	<0.005		<0.005	<0.005	<0.005			
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.08	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
0.004	0.006	0.005	0.005	0.007	0.004			
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003			
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
0.010	0.013	0.013	0.012	0.015	0.011			
<0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.002			
0.004	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004			
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008			
0.011	0.027		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.010	<0.005
<0.01	<0.01		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
0.02	0.02		0.02	0.02	0.02	0.10	<0.01	<0.01
0.008	0.032		0.009	<0.005	0.005	0.005	0.007	<0.005
						9.1	7.6	7.2
<0.005	<0.005		<0.005	<0.005	<0.005	0.023	<0.005	0.026
6.4	6.4	6.5	6.5	6.6	6.5	7.6	5.6	5.3
						34.9	32.2	30.7
	<0.000001		<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
	<0.000001		<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
7.3	7.3	7.3	7.3	7.5	7.3	7.0	7.1	7.2
<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	<1	<1
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
0.70	0.70	0.60	0.60	0.60	0.60	0.80	1.0	1.20
						<0.02	<0.02	<0.02
						1.5	1.4	1.4
						1.6	1.4	1.3
						11.4	10.6	10.2
7.7	7.8	7.8	7.8	7.8	7.7	8.2	7.6	7.2
106	107	107	107	108	106	115	102	98
						0.0	0.0	0.0
0.3	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2			



# 業 務 統 計

- 1 水道料金調定状況
- 2 用途別業務統計
- 3 量水器管理状況

# 業 務 統 計

## 1 水道料金調定状況

年 度 \ 項 目	調 定 件 数 ( 件 )	水 道 料 金 調 定 額 ( 円 )	給 水 戸 数 ( 戸 )
平成17年度	113,197	820,001,220	18,320
平成18年度	113,889	823,796,020	18,480
平成19年度	115,173	989,705,260	18,718
平成20年度	118,509	918,873,160	18,927
平成21年度	128,975	905,336,710	20,970
平成22年度	129,912	918,865,020	21,027
平成23年度	132,073	1,112,075,270	21,348
平成24年度	132,597	1,119,843,330	21,300
平成25年度	132,830	1,102,704,780	21,608
平成26年度	133,548	1,112,963,830	21,748
平成26年4月	12,001	93,014,050	—
平成26年5月	10,224	80,229,100	—
平成26年6月	11,993	100,363,330	—
平成26年7月	10,222	89,941,010	—
平成26年8月	12,051	102,752,340	—
平成26年9月	10,240	90,184,390	—
平成26年10月	12,037	101,220,450	—
平成26年11月	10,212	87,369,690	—
平成26年12月	12,014	98,512,920	—
平成27年1月	10,204	88,734,010	—
平成27年2月	12,037	96,771,860	—
平成27年3月	10,313	83,870,680	—

※消費税等を含む。

## 2 用途別業務統計

用途		年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
一般用水	家事用	件数 (件)	125,325	126,188	126,047
		水量 (m <sup>3</sup> )	4,233,584	4,360,996	4,400,024
		料金 (円)	467,152,558	480,539,057	484,664,760
	営業用	件数 (件)	6,098	4,407	4,462
		水量 (m <sup>3</sup> )	503,068	550,127	555,531
		料金 (円)	66,712,351	72,109,467	72,671,781
	公共用	件数 (件)	1,396	1,374	1,356
		水量 (m <sup>3</sup> )	284,672	258,286	246,564
		料金 (円)	42,073,052	38,821,905	37,443,762
	工場用	件数 (件)	186	177	180
		水量 (m <sup>3</sup> )	3,432,169	3,431,362	3,544,307
		料金 (円)	456,822,518	456,664,876	469,429,867
公衆浴場用	件数 (件)	0	0	0	
	水量 (m <sup>3</sup> )	0	0	0	
	料金 (円)	0	0	0	
臨時用水	一般用	件数 (件)	543	684	552
		水量 (m <sup>3</sup> )	3,291	6,198	7,540
		料金 (円)	1,363,571	2,059,705	2,307,295
	特別用	件数 (件)	0	0	0
		水量 (m <sup>3</sup> )	0	0	0
		料金 (円)	0	0	0
計	件数 (件)	133,548	132,830	132,597	
	水量 (m <sup>3</sup> )	8,456,784	8,606,969	8,753,966	
	料金 (円)	1,034,124,050	1,050,195,010	1,066,517,465	

※消費税等は含まない。

### 3 量水器管理状況

(単位：個)

年 度	項 目	設置数	保管数	取 付 数			取 外 数			除 却 数
				新 設	事 故 取 替	検 満 取 替	撤 去	事 故 取 替	検 満 取 替	
平成21年度		21,838	6,328	25,153	0	3,335	0	0	3,335	
平成22年度		22,305	1,016	467	0	2,639	520	0	2,639	5,701
平成23年度		22,706	642	407	0	2,595	248	0	2,595	3
平成24年度		23,086	763	374	0	2,701	214	0	2,701	0
平成25年度		23,208	985	462	0	2,597	221	0	2,597	336
平成26年度		23,436	1,599	302	0	3,140	144	0	3,140	76
	13mm	14,586	911	56	0	2,096	120	0	2,096	63
	20mm	7,976	610	239	0	953	14	0	953	3
	25mm	585	58	6	0	56	8	0	56	10
	40mm	163	10	0	0	26	2	0	26	0
	50mm	73	6	0	0	5	0	0	5	0
	75mm	29	3	0	0	3	0	0	3	0
	100mm	14	1	1	0	1	0	0	1	0
	150mm	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	200mm	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	350mm	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	500mm	2	0	0	0	0	0	0	0	0

# 財 務 状 況

- 1 業務及び経営分析
- 2 財務分析
- 3 水道料金原価分析
- 4 決算状況
- 5 水道料金の推移

# 財 務 状 況

## 1 業務及び経営分析

項目	区分	算 式	比 率			
			26年度	25年度	24年度	23年度
負 荷 率 (%)		$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日最大配水量}} \times 100$	79.8	89.4	84.3	73.0
施設利用率 (%)		$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	54.0	55.0	56.3	57.4
最大稼働率 (%)		$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	67.7	61.5	66.8	78.6
配水管使用効率		$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}}$	31.4	32.2	33.5	35.1
固定資産使用効率 (m <sup>3</sup> /万円)		$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}}$	10.2	9.9	10.2	10.5
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )		$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$	122.3	122.0	121.8	118.4
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )		$\frac{\text{経常費用一(受託給水工事費+材料及び不用品売却原価+付帯事業費)}}{\text{年間総有収水量}}$	119.40	120.86	118.35	119.94
職員1人あたり 給水人口(人)		$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	1,271	1,276	1,309	1,392
職員1人あたり 給水量(m <sup>3</sup> )		$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	216,841	220,692	230,368	248,579
職員1人あたり 総収益(千円)		$\frac{\text{総収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	48,900	38,627	32,825	31,704
有 収 率 (%)		$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$	90.1	90.1	89.6	89.5
給水収益に対する 職員給与費の割合 (%)		$\frac{\text{職員給与費}}{\text{給水収益}} \times 100$	29.3	30.7	32.2	32.2



## 2 財務分析

項目	区分	算式	比率			
			26年度	25年度	24年度	23年度
固定資産構成比率 (%)		$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延勘定}} \times 100$	85.8	90.1	91.4	91.5
固定負債構成比率 (%)		$\frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	56.3	58.1	59.4	62.2
自己資本構成比率 (%)		$\frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	36.0	39.8	38.2	35.8
固定資産対 長期資本比率 (%)		$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債}} \times 100$	93.0	92.1	93.6	93.4
固定比率 (%)		$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本金} + \text{剰余金}} \times 100$	238.5	226.7	238.9	255.7
流動比率 (%)		$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	184.3	449.2	353.4	391.4
酸性試験比率 (%)		$\frac{\text{現金預金} + \text{未収金}}{\text{流動負債}} \times 100$	182.8	435.9	349.2	386.4
現金比率 (%)		$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	93.2	195.5	182.7	234.5
自己資本回転率 (回)		$\frac{\text{営業収益} - \text{受託給水工事収益}}{\frac{\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}}{2}}$	0.28	0.42	0.46	0.46
固定資産回転率 (回)		$\frac{\text{営業収益} - \text{受託給水工事収益}}{\frac{\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}}{2}}$	0.11	0.11	0.12	0.12
減価償却率 (%)		$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{期末償却資産} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$	3.91	3.44	3.35	3.32
流動資産回転率 (回)		$\frac{\text{営業収益} - \text{受託給水工事収益}}{\frac{\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}}{2}}$	0.85	1.16	1.36	1.49

項目	区分	算式	比率			
			26年度	25年度	24年度	23年度
未収金回転率 (回)		$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首未収金} + \text{期末未収金}}{2}}$	1.7	2.3	3.2	3.4
総資本利益率 (%)		$\frac{\text{当年度純利益}}{\frac{\text{期首総資本} + \text{期末総資本}}{2}} \times 100$	-	0.7	1.3	0.4
経常収支比率 (%)		$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	108.7	106.8	111.4	105.6
営業収支比率 (%)		$\frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}} \times 100$	129.0	120.0	128.7	124.5
利子負担率 (%)		$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{負債}(\text{企業債} + \text{一時借入金}) + \text{借入資本金}} \times 100$	2.1	2.1	2.2	2.2
企業債償還元金対減価償却額比率 (%)		$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$	65.4	68.9	85.9	61.3
企業債償還元金対料金収入比率 (%)		$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{料金収入}} \times 100$	23.5	22.3	26.6	18.6
企業債償利息対料金収入比率 (%)		$\frac{\text{企業債利息}}{\text{料金収入}} \times 100$	12.0	12.2	12.6	13.0
企業債元利償還元金対料金収入比率 (%)		$\frac{\text{建設改良のための企業債元利償還元金}}{\text{料金収入}} \times 100$	35.5	34.5	39.2	31.6
職員一人あたり有形固定資産 (千円)		$\frac{\text{期末有形固定資産}}{\text{損益勘定所属職員数} + \text{資本勘定所属職員数}}$	219,692	224,366	229,250	237,229
資本金 (円)		$\frac{\text{減価償却費} + \text{企業債利息} + \text{受水費}}{\text{有収水量}}$	58.6	54.4	53.1	51.4
不良債務比率 (%)		$\frac{\text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	-	-	-	-

### 3 水道料金原価分析

項 目	年 度	平成26年度	平成25年度
有 収 水 量 (A) (m <sup>3</sup> )		8,456,784	8,606,969
水 道 事 業 費 用 (円)		1,994,932,990	1,435,786,928
人 件 費 (円)		302,871,572	322,581,718
一 般 管 理 費 (円)		773,908,758	438,055,837
維 持 修 繕 費 (円)		22,109,563	74,378,559
動 力 費 (円)		59,984,923	57,121,423
薬 品 費 (円)		2,912,170	3,089,780
減 価 償 却 費 (円)		385,785,321	358,258,460
支 払 利 息 (円)		123,846,075	127,816,656
そ の 他 (円)		323,514,608	54,484,495
受託工事費等の附帯事業費用 (円)		712,874,660	369,732,619
m <sup>3</sup> あたり給水原価 (円)		119.38	123.86
給 水 収 益 (B) (円)		1,034,124,050	1,050,195,010
m <sup>3</sup> あたり供給単価 (B) ÷ (A) (円)		122.28	122.02

※消費税等は含まない。

#### 4 決算状況

##### (1) 収益的収入及び支出

科 目	年 区 度 分	平成26年度		平成25年度	
		金 額 ( 円 )	比率 (%)	金 額 ( 円 )	比率 (%)
水道事業収益		1,907,087,249	100.0	1,506,439,406	100.0
営業収益		1,867,557,679	97.9	1,495,089,705	99.2
給水収益		1,034,124,050	54.2	1,050,195,010	69.7
受託工事収益		777,884,371	40.8	387,352,904	25.7
その他営業収益		55,549,258	2.9	57,541,791	3.8
営業外収益		39,529,570	2.1	11,349,701	0.8
受取利息及び配当金		132,249	0.0	108,427	0.0
他会計繰入金		6,863,461	0.4	7,255,340	0.5
雑収益		1,102,720	0.0	3,985,934	0.3
長期前受金戻入		31,431,140	1.7	0	0.0
特別利益		0	0.0	0	0.0
過年度損益修正益		—	—	—	—
その他特別利益		—	—	—	—
水道事業費用		1,994,932,990	99.9	1,410,042,136	100.0
営業費用		1,557,469,095	78.0	1,245,677,939	86.8
原水及び浄水費		169,861,803	8.5	175,317,609	12.2
配水及び給水費		65,263,686	3.3	86,090,459	6.0
受託工事費		712,874,660	35.7	369,732,619	25.8
業務費		106,940,537	5.4	116,878,660	8.1
総係費		108,561,582	5.4	149,037,924	10.4
減価償却費		371,629,321	18.6	340,102,460	23.7
資産減耗費		22,337,506	1.1	8,437,708	0.6
その他営業費用		0	0.0	80,500	0.0
営業外費用		196,372,510	9.8	164,364,197	11.4
支払利息		123,846,075	6.2	127,816,656	8.9
繰延勘定償却		14,156,000	0.7	18,156,000	1.2
雑支出		58,370,435	2.9	18,391,541	1.3
特別損失		241,091,385	12.1	25,744,792	1.8
過年度損益修正損		0		25,744,792	1.8
その他特別損失		241,091,385		—	—
純利益 ( △ 損 )		△ 87,845,741		96,397,270	

※消費税等は含まない。

(2) 資本的收入及び支出

科 目	年 区 度 分	平成26年度		平成25年度	
		金 額 ( 円 )	比率 (%)	金 額 ( 円 )	比率 (%)
資本的收入 ( A )		178,623,845	100.0	263,170,635	100.0
企 業 債		116,800,000	65.4	103,400,000	39.3
他 会 計 負 担 金		8,343,341	4.7	9,245,342	3.5
工 事 負 担 金		9,534,845	5.3	26,082,000	9.9
出 資 金		28,145,175	15.8	77,884,293	29.6
補 助 金		15,484,000	8.6	46,559,000	17.7
固 定 資 産 売 却 代 金		316,484	0.2	0	0.0
資本的支出 ( B )		567,639,493	100.0	645,367,103	100.0
建 設 改 良 費		324,762,120	57.2	410,953,628	63.7
企 業 債 償 還 金		242,877,373	42.8	234,413,475	36.3
繰 延 勘 定		—	—	—	—
( B ) - ( A ) 不足する額		389,015,648		382,196,468	
補 て ん 財 源	過年度分 損益勘定留保資金	241,492,611		315,558,852	
	当年度分 損益勘定留保資金			13,249,990	
	減債積立金	127,846,630		39,470,420	
	建設改良積立金				
	過年度分消費税 資本的収支調整額				
	当年度分消費税 資本的収支調整額	19,676,407		13,917,206	

※消費税等を含む。

## (3) 貸借対照表

## イ. 資産の部

科 目	年 区 度 分	平成26年度		平成25年度	
		金 額 ( 円 )	比率 (%)	金 額 ( 円 )	比率 (%)
固 定 資 産		9,242,259,724	85.8	9,663,490,484	90.1
有 形 固 定 資 産		9,227,054,748	85.7	9,647,717,517	90.0
土 地		114,706,204	1.1	116,574,536	1.1
建 物		416,556,654	3.9	415,361,958	3.9
構 築 物		7,589,659,596	70.5	7,865,520,989	73.4
機 械 及 び 装 置		1,099,273,213	10.2	1,237,606,968	11.5
車 両 及 び 運 搬 具		2,768,073	0.0	5,386,014	0.1
工 具 器 具 及 び 備 品		4,091,008	0.0	4,927,052	0.0
建 設 仮 勘 定		0	0.0	2,340,000	0.0
無 形 固 定 資 産		15,204,976	0.1	15,772,967	0.1
電 話 加 入 権		743,600	0.0	743,600	0.0
水 質 検 査 施 設 利 用 権		14,461,376	0.1	15,029,367	0.1
流 動 資 産		1,524,295,521	14.2	1,042,728,714	9.7
現 金 預 金		770,573,899	7.2	453,738,111	4.2
未 収 金		741,625,663	6.9	558,217,681	5.2
貸 倒 引 当 金		△ 413,036	0.0	0	0.0
貯 蔵 品		12,508,995	0.1	11,178,950	0.1
前 払 金		0	0.0	19,593,972	0.2
保 管 有 価 証 券		0	0.0	0	0.0
繰 延 勘 定		0	0.0	16,912,000	0.2
退 職 給 与 金		0	0.0	8,800,000	0.1
開 発 費		0	0.0	8,112,000	0.1
資 産 合 計		10,766,555,245	100.0	10,723,131,198	100.0

※消費税等は含まない。

ロ. 負債の部

科 目	年 区	度 分	平成26年度		平成25年度	
			金 額 ( 円 )	比率 (%)	金 額 ( 円 )	比率 (%)
固 定 負 債			6,065,139,063	77.8	232,994,000	50.1
企 業 債			5,614,947,093	72.1		
引 当 金			450,191,970	5.7	232,994,000	50.1
退 職 給 付 引 当 金			283,857,970	3.6	62,520,000	13.4
修 繕 引 当 金			166,334,000	2.1	170,474,000	36.7
流 動 負 債			827,036,456	10.7	232,147,648	49.9
企 業 債			254,166,774	3.3		0.0
未 払 金			468,132,053	6.0	153,405,787	33.0
引 当 金			23,588,638	0.3		0.0
預 り 金			81,148,991	1.1	78,741,861	16.9
預 り 有 価 証 券				0.0	0	0.0
繰 延 収 益			898,152,976	11.5	0	0.0
長 期 前 受 金			898,152,976		0	0.0
一 般 会 計 負 担 金			169,361,258	2.2	0	0.0
収 益 化 累 計 額			△ 5,513,384	-0.1	0	0.0
工 事 負 担 金			365,697,461	4.7	0	0.0
収 益 化 累 計 額			△ 12,785,656	-0.2	0	0.0
補 助 金			378,526,328	4.9	0	0.0
収 益 化 累 計 額			△ 12,552,922	-0.2	0	0.0
受 贈 財 産 評 価 額			15,268,799	0.2	0	0.0
収 益 化 累 計 額			△ 515,211	0.0	0	0.0
寄 付 金			666,303	0.0	0	0.0
収 益 化 累 計 額			0	0.0	0	0.0
負 債 合 計			7,790,328,495	100.0	465,141,648	100.0

※消費税等は含まない。

ハ. 資本の部

科 目	年 区 度 分	平成26年度		平成25年度	
		金 額 ( 円 )	比率 (%)	金 額 ( 円 )	比率 (%)
資 本 金		2,708,379,275	91.0	8,675,425,340	84.6
自 己 資 本 金		2,708,379,275	91.0	2,680,234,100	26.1
固 有 資 本 金		60,816,066	2.0	60,816,066	0.6
繰 入 資 本 金		990,761,594	33.3	962,616,419	9.4
組 入 資 本 金		1,223,812,944	41.1	1,223,812,944	11.9
引 継 資 本 金		432,988,671	14.6	432,988,671	4.2
借 入 資 本 金		0	0.0	5,995,191,240	58.5
企 業 債		0	0.0	5,995,191,240	58.5
他 会 計 借 入 金		0	0.0	0	0.0
剰 余 金		267,847,475	9.0	1,582,564,210	15.4
資 本 剰 余 金		15,940,147	0.5	1,384,065,102	13.5
一 般 会 計 負 担 金		12,858,664	0.4	259,930,402	2.5
工 事 負 担 金		568,812	0.0	571,075,747	5.6
補 助 金		182,765	0.0	451,828,557	4.4
受 贈 財 産 評 価 額		89,114	0.0	85,663,532	0.8
寄 付 金		2,240,792	0.1	15,566,864	0.2
利 益 剰 余 金		251,907,328	8.5	198,499,108	1.9
減 債 積 立 金		70,652,478	2.4	127,846,630	1.2
建 設 改 良 積 立 金		0	0.0	0	0.0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		181,254,850	6.1	70,652,478	0.7
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額		269,100,591	9.1	0	0.0
繰 越 利 益 剰 余 金 年 末 残 高		0	0.0	0	0.0
当 年 度 純 利 益		△ 87,845,741	-3.0	70,652,478	0.7
資 本 合 計		2,976,226,750	100.0	10,257,989,550	100.0
資 本 ・ 負 債 合 計		10,766,555,245	100.0	10,723,131,198	100.0

※消費税等は含まない。



## 5 水道料金の推移

(1) 昭和20年12月

(計量給水料)

給水種別	水量及び料金	1か月定限水量	1か月基本料金	超過水量	摘要
公設専用栓		8 m <sup>3</sup>	4.0 円	0.35 円	同一家屋内の支栓は1か所に付き1円とする。
公設聯合専用栓		8 m <sup>3</sup>	4.0 円	0.35 円	
公設共用栓		5 m <sup>3</sup>	2.5 円	0.30 円	
私設専用栓		8 m <sup>3</sup>	3.6 円	0.30 円	同一家屋内の支栓は1か所に付き1円とする。
私設聯合専用栓		8 m <sup>3</sup>	3.6 円	0.30 円	
私設共用栓		5 m <sup>3</sup>	2.0 円	0.28 円	
営業用水		10 m <sup>3</sup>	5.0 円	0.30 円	
特別用水				0.60 円	
船舶用水				0.35 円	
工場用水				0.35 円	500m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき
				0.35 円	501~2,000m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき
				0.30 円	2,001~5,000m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき
				0.28 円	5,001m <sup>3</sup> 以上1m <sup>3</sup> につき

(放任給水料)

給水種別	料金	1か月料金	摘要
公設専用栓		6.0 円	同一家屋内の支栓は1か所に付き1円とする。
公設聯合専用栓		6.0 円	
公設共用栓		5.4 円	
私設専用栓		5.4 円	同一家屋内の支栓は1か所に付き1円とする。
私設聯合専用栓		5.4 円	
私設共用栓		4.8 円	
営業用水		0.4 円	1m <sup>3</sup> につき
水洗便所		2.0 円	市長の認定により水量を決定する 大小便各1か所 自動洗滌装置は除く

(量水器使用料)

口径	使用料	
13 mm	1か月	0.50 円
20 mm	1か月	0.75 円
25 mm	1か月	1.25 円
50 mm	1か月	3.75 円

口径	使用料	
75 mm	1か月	5.00 円
100 mm	1か月	7.50 円
150 mm	1か月	12.50 円
150mmを超えるもの	1か月	17.50 円

(2) 昭和22年2月

(計量給水料)

給水種別	水量及び料金	1か月定限水量	1か月基本料金	1 m <sup>3</sup> に対する 超過料金	摘 要
家事専用栓		8 m <sup>3</sup>	28 円	1.7 円	
家事共用栓		7 m <sup>3</sup>	25 円	1.7 円	
営業用水		15 m <sup>3</sup>	35 円	2.0 円	
特別用水				4.0 円	1 m <sup>3</sup> に対する基本料金
船舶用水				2.0 円	1 m <sup>3</sup> に対する基本料金
湯屋用水		60 m <sup>3</sup>	100 円	2.0 円	
工事その他臨時用水				2.0 円	
学校病院用水		100 m <sup>3</sup>	160 円	1.5 円	
工場用水	500m <sup>3</sup> 未満			2.5 円	
	500～4,999m <sup>3</sup>			2.3 円	
	5,000m <sup>3</sup> 以上			2.0 円	

(放任給水料)

給水種別	料 金	1 月 料 金	摘 要
家事専用栓		30.0 円	(基本人数5名) 1栓及び1名増す毎に4円を増徴する。
家事共用栓		20.0 円	(基本人数5名) 1名増す毎に4円を増徴する。
湯屋用水		2.0 円	1 m <sup>3</sup> に対する単価に対して使用水量は市長が認定する。
学校病院用水		1.5 円	
営業用水		2.0 円	
工場用水			市長の認定により使用水量を決定し計量給水料に順じ料金を徴収する。
水洗便所		4.0 円	1組につき(大・小便)
自動車・牛・馬		40.0 円	1台又は1頭につき

(量水器使用料)

口 径	使 用 料	
13 mm	1 か月	5 円
20 mm	1 か月	7 円
25 mm	1 か月	10 円
40 mm	1 か月	40 円
50 mm	1 か月	50 円

口 径	使 用 料	
75 mm	1 か月	80 円
100 mm	1 か月	110 円
150 mm	1 か月	170 円
200 mm	1 か月	250 円
250 mm	1 か月	300 円

(3) 昭和28年7月

(計量給水料)

給水種別	水量及び料金	1か月定限給水量	定限量内の1か月料金	定限超過又は定限量を定めないもの1m <sup>3</sup> 当料金	摘 要
家事専用栓		10 m <sup>3</sup>	100 円	10.0 円	
家事共用栓		8 m <sup>3</sup>	80 円	10.0 円	
営業用水		20 m <sup>3</sup>	200 円	10.0 円	
特別用水				20.0 円	
船舶用水				20.0 円	
湯屋用水		100 m <sup>3</sup>	900 円	8.5 円	
工事その他臨時用水				20.0 円	
官公庁・学校・病院用水		100 m <sup>3</sup>	1,000 円	9.0 円	
工場用水		1,000m <sup>3</sup> 以下		10.0 円	25,000m <sup>3</sup> を超える場合は市長の認定する料金を適用する。
		1,001~1,500m <sup>3</sup>		9.0 円	
		1,501~25,000m <sup>3</sup>		8.0 円	

(放任給水料)

給水種別	料 金	1 月 料 金	摘 要
家事専用栓		150.0 円	世帯人員五名迄の一栓設備の料金であって、人員一名又は一栓を増す毎に10円を増徴する。
家事共用栓		130.0 円	世帯人員五名迄の供用栓、使用世帯の料金であって、人員一名増す毎に10円を増徴する。
湯屋用水		8.5 円	1か月使用水量は営業状態を勘案して市長が認定する。
学校病院用水		10.0 円	
営業用水		15.0 円	
工場用水		円	使用水量は営業状態を勘案して市長が認定し料金は計量制に準ずる。
水洗便所		30.0 円	1箇1か月につき
牛・馬用水		20.0 円	1頭1か月につき
自動車用水		200.0 円	1台1か月につき
風呂用水		20.0 円	家庭用1戸1槽1か月につき

(量水器使用料)

口 径	使 用 料	
13 mm	1 か月	20 円
20 mm	1 か月	30 円
25 mm	1 か月	40 円
40 mm	1 か月	70 円
50 mm	1 か月	300 円
63 mm	1 か月	400 円

口 径	使 用 料	
75 mm	1 か月	500 円
100 mm	1 か月	700 円
150 mm	1 か月	1,200 円
200 mm	1 か月	1,800 円
250 mm	1 か月	3,000 円
300 mm	1 か月	5,000 円

(4) 昭和40年4月

(計量給水使用料)

用 途 別	1 か月基本水量	1 か月基本料金	超過 1 m <sup>3</sup> につき	摘 要
家 事 用	8 m <sup>3</sup>	120 円	15.0 円	
営 業 用	12 m <sup>3</sup>	180 円	15.0 円	
銭 湯 用	100 m <sup>3</sup>	1,100 円	11.0 円	
公 共 用	20 m <sup>3</sup>	300 円	15.0 円	
工 場 用	1,000m <sup>3</sup> まで		15.0 円	
	1,000m <sup>3</sup> をこえ2,000m <sup>3</sup> まで		14.0 円	
	2,000m <sup>3</sup> をこえ5,000m <sup>3</sup> まで		13.0 円	
	5,000m <sup>3</sup> をこえ10,000m <sup>3</sup> まで		11.0 円	
	10,000m <sup>3</sup> をこえ15,000m <sup>3</sup> まで		9.5 円	
	15,000m <sup>3</sup> をこえ20,000m <sup>3</sup> まで		8.5 円	
	20,000m <sup>3</sup> をこえ30,000m <sup>3</sup> まで		7.5 円	
	30,000m <sup>3</sup> をこえ50,000m <sup>3</sup> まで		7.0 円	
	50,000m <sup>3</sup> をこえ100,000m <sup>3</sup> まで		6.5 円	
	100,000m <sup>3</sup> をこえ150,000m <sup>3</sup> まで		6.2 円	
150,000m <sup>3</sup> をこえるもの		6.0 円		
雑 用			30.0 円	使用水量にかかわらず
船 舶 用			30.0 円	使用水量にかかわらず
特 別 用	第55条に基づき市長が実情を参酌して定める。			

(放任給水使用料)

用 途 別	1 か月基本料金	摘 要
家 事 用	200 円	世帯人数5人まで給水栓1栓当りの1月の水道使用料で、1人又は1栓を増すごとに15円を増徴する。
風 呂 用	15 円	家庭用風呂で1戸1槽1月当たりとする。

(量水器使用料)

口 径	使 用 料	
13 mm	1 か月	20 円
20 mm	1 か月	30 円
25 mm	1 か月	40 円
40 mm	1 か月	70 円
50 mm	1 か月	300 円
63 mm	1 か月	400 円

口 径	使 用 料	
75 mm	1 か月	500 円
100 mm	1 か月	700 円
150 mm	1 か月	1,200 円
200 mm	1 か月	1,800 円
250 mm	1 か月	3,000 円
300 mm	1 か月	5,000 円

(5) 昭和46年4月

(計量給水使用料)

用途別	1か月基本水量	1か月基本料金	超過1m <sup>3</sup> につき	摘要
家事用	7 m <sup>3</sup>	105 円	20.0 円	
営業用	15 m <sup>3</sup>	300 円	20.0 円	
銭湯用	100 m <sup>3</sup>	1,400 円	14.0 円	
公共用	20 m <sup>3</sup>	400 円	20.0 円	
工場用	10,000m <sup>3</sup> まで		20.0 円	
	10,001m <sup>3</sup> ～15,000m <sup>3</sup>		18.0 円	
	15,001m <sup>3</sup> ～30,000m <sup>3</sup>		16.0 円	
	30,001m <sup>3</sup> ～50,000m <sup>3</sup>		13.0 円	
	50,001m <sup>3</sup> ～80,000m <sup>3</sup>		11.0 円	
	80,001m <sup>3</sup> ～120,000m <sup>3</sup>		10.5 円	
	120,001m <sup>3</sup> を超えるもの		10.4 円	
雑用			40.0 円	使用水量にかかわらず
船舶用			40.0 円	使用水量にかかわらず
特別用	第55条に基づき管理者が実情を勘案して定める。			

(放任給水使用料)

用途別	1か月基本料金	摘要
家事用	250 円	世帯人数5人まで給水栓1栓当りの1月の水道使用料で、1人又は1栓を増すごとに20円を増徴する。

(量水器使用料)

口径	使用料	
13 mm	1か月	30 円
20 mm	1か月	60 円
25 mm	1か月	70 円
40 mm	1か月	120 円
50 mm	1か月	500 円

口径	使用料	
75 mm	1か月	700 円
100 mm	1か月	900 円
150 mm	1か月	1,500 円
200 mm	1か月	2,300 円
250mm以上	1か月	量水器の種類ごとに管理者が別に定めた基準により定める。

(6) 昭和48年11月

(計量制)

口径	料金	基本料金	従量料金
13 mm		150 円	1 m <sup>3</sup> につき 25 円  ただし  (1) 家事に使用する場合  口径13mmから25mmまでの使用水量 7 m <sup>3</sup> (以下「基本水量」という。) まで は基本料金のみ  (2) 公衆浴場に使用する場合  1 m <sup>3</sup> につき 17 円  (3) 臨時に使用する場合  1 m <sup>3</sup> につき 50 円
20 mm		190 円	
25 mm		210 円	
40 mm		520 円	
50 mm		860 円	
75 mm		1,800 円	
100 mm		3,000 円	
150 mm		6,000 円	
200 mm		15,000 円	
500 mm		200,000 円	
(注) 口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とするが管理者が必要と認めるときは、当該給水装置の給水本管の口径によることができる。			

(定額制)

給水用途	料金	1か月基本料金	加算料金
家事用		300 円	基本料金は世帯人数5人まで給水栓1栓当りの1か月の水道使用料で、1人又は1栓を増すごとに加算料金として25円を微増する。

(7) 昭和50年4月

(計量制)

口径	料金	基本料金	従量料金
13 mm		150 円	1 m <sup>3</sup> につき 25 円  ただし  (1) 家事に使用する場合  口径13mmから25mmまでの使用水量 7 m <sup>3</sup> (以下「基本水量」という。) まで は基本料金のみ。  (2) 公衆浴場に使用する場合  1 m <sup>3</sup> につき 17 円  (3) 臨時に使用する場合  1 m <sup>3</sup> につき 50 円
20 mm		190 円	
25 mm		210 円	
40 mm		520 円	
50 mm		860 円	
75 mm		1,800 円	
100 mm		3,000 円	
150 mm		6,000 円	
200 mm		15,000 円	
500 mm		200,000 円	
(注) 口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とするが管理者が必要と認めるときは、当該給水装置の給水本管の口径によることができる。			

(定額制)

給水用途	料金	1か月基本料金	加算料金
家事用		300 円	基本料金は世帯人数5人まで給水栓1栓当りの1か月の水道料金で、1人又は1栓を増すごとに加算料金として45円を加える。

(7) 昭和50年10月

(計量制)

口径	料金	基本料金	従量料金
13 mm		150 円	1 m <sup>3</sup> につき 45 円  ただし  (1) 家事に使用する場合 口径13mmから25mmまでの使用水量 7 m <sup>3</sup> (以下「基本水量」という。) 未満の従量料金は90円とする。  (2) 公衆浴場に使用する場合  1 m <sup>3</sup> につき 30 円  (3) 臨時に使用する場合  1 m <sup>3</sup> につき 90 円
20 mm		210 円	
25 mm		290 円	
40 mm		800 円	
50 mm		1,500 円	
75 mm		3,800 円	
100 mm		7,300 円	
150 mm		20,000 円	
200 mm		40,000 円	
500 mm		750,000 円	
(注) 口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とするが管理者が必要と認めるときは、当該給水装置の給水本管の口径によることことができる。			

(定額制)

給水用途	料金	1か月基本料金	加算料金
家事用		450 円	基本料金は世帯人数5人まで給水栓1栓当りの1か月の水道料金で、1人又は1栓を増すごとに加算料金として45円を加える。



## (8) 昭和56年4月

## (計量制)

口径	料金	基本料金	従量料金
13 mm		345 円	$1\text{ m}^3$ につき 65 円 ただし 1 口径13mmから25mmまでの場合 (1) 家事用 1か月の使用水量が $7\text{ m}^3$ 以下の場合は、従量料金は加算せず1か月の使用水量が $7\text{ m}^3$ を超える $1\text{ m}^3$ につき65円を加算する。 (2) その他 1か月の使用水量が $2\text{ m}^3$ 以下の場合は、従量料金は加算せず1か月の使用水量が $2\text{ m}^3$ を超える $1\text{ m}^3$ につき65円を加算する。 2 公衆浴場を使用する場合 $1\text{ m}^3$ につき 40 円 3 臨時用水として使用する場合 $1\text{ m}^3$ につき 130 円
20 mm		435 円	
25 mm		550 円	
40 mm		1,160 円	
50 mm		2,160 円	
75 mm		5,500 円	
100 mm		10,500 円	
150 mm		28,800 円	
200 mm		57,600 円	
500 mm		1,080,000 円	

(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。  
 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。

## (定額制)

給水用途	料金	基本料金	加算料金
家事用		世帯人数5人 給水栓1栓まで 650 円	1人又は1栓増すごとに 65 円

## (加入金)

口径	加入金額	口径	加入金額	口径	加入金額
13 mm	30,000 円	40 mm	250,000 円	100mm以上	管理者が別に定める額
20 mm	48,000 円	50 mm	460,000 円		
25 mm	84,000 円	75 mm	1,000,000 円		

## (9) 昭和59年6月

(計量制)

口径	基本料金	従量料金
13 mm	400 円	1 m <sup>3</sup> につき 75 円 ただし 1 口径13mmから25mmまでの場合 (1) 家事用 1 か月の使用水量が7 m <sup>3</sup> を超える 1 m <sup>3</sup> につき75円を加算する。  (2) その他 1 か月の使用水量が2 m <sup>3</sup> を超える 1 m <sup>3</sup> につき75円を加算する。  2 公衆浴場を使用する場合 1 m <sup>3</sup> につき 45 円  3 臨時用水として使用する場合 1 m <sup>3</sup> につき 150 円
20 mm	505 円	
25 mm	640 円	
40 mm	1,500 円	
50 mm	2,800 円	
75 mm	7,100 円	
100 mm	13,600 円	
150 mm	37,400 円	
200 mm	74,800 円	
500 mm	1,404,000 円	

(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。  
ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。

※ 平成元年12月1日以降に検針する水量から上表で算定した額に消費税3%を加算した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。)とする。

※ 平成9年6月1日以降に検針する水量から上表で算定した額に消費税及び地方消費税の額5%を加算した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。)とする。

(定額制)

給水用途	基本料金	加算料金
家事用	世帯人数5人 給水栓1栓まで 750 円	1人又は1栓増すごとに 75 円

(加入金)

口径	加入金額	口径	加入金額	口径	加入金額
13 mm	30,000 円	40 mm	250,000 円	100mm以上	管理者が別に定める額
20 mm	48,000 円	50 mm	460,000 円		
25 mm	84,000 円	75 mm	1,000,000 円		

※ 平成元年12月1日以降に工事申込のあった加入金から上表の額に消費税3%を加算した額とする。

※ 平成9年6月1日以降に工事申込のあった加入金から上表の額に消費税及び地方消費税の額5%を加算した額とする。

(10) 平成16年4月

(計量制)

口径	料金	基本料金	従量料金
13 mm		420.00 円	1 m <sup>3</sup> につき 78.75 円 ただし 1 口径13mmから25mmまでの場合 (1) 家事用 1 か月の使用水量が7 m <sup>3</sup> を超える 1 m <sup>3</sup> につき78.75円とする。  (2) その他 1 か月の使用水量が2 m <sup>3</sup> を超える 1 m <sup>3</sup> につき78.75円とする。  2 公衆浴場を使用する場合 1 m <sup>3</sup> につき 47.25 円  3 臨時用水として使用する場合 1 m <sup>3</sup> につき 157.50 円
20 mm		530.25 円	
25 mm		672.00 円	
40 mm		1,575.00 円	
50 mm		2,940.00 円	
75 mm		7,455.00 円	
100 mm		14,280.00 円	
150 mm		39,270.00 円	
200 mm		78,540.00 円	
500 mm		1,474,200.00 円	

(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。  
 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。

(定額制)

給水用途	料金	基本料金	加算料金
家事用		世帯人数5人 給水栓1栓まで 787.50 円	1人又は1栓増すごとに 78.75 円

(加入金)

口径	加入金額	口径	加入金額	口径	加入金額
13 mm	31,500 円	40 mm	262,500 円	100mm以上	管理者が別に定める額
20 mm	50,400 円	50 mm	483,000 円		
25 mm	88,200 円	75 mm	1,050,000 円		

(11) 平成19年5月

(計量制)

口 径	料 金	基 本 料 金	従量料金（1か月当たり）				
			料金口径 及び用途	6 m <sup>3</sup> 未満の 使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	6 m <sup>3</sup> 以上 8 m <sup>3</sup> 未満の 使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	8 m <sup>3</sup> 以上の 使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	
13 mm		493.50 円	料金口径 及び用途	6 m <sup>3</sup> 未満の 使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	6 m <sup>3</sup> 以上 8 m <sup>3</sup> 未満の 使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	8 m <sup>3</sup> 以上の 使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	
20 mm		619.50 円					
25 mm		787.50 円					
40 mm		2,178.75 円	25mm 以下	家事用	0.00 円	10.50 円	96.60 円
50 mm		4,068.75 円			その他	使用水量 1 m <sup>3</sup> につき 96.60 円	
75 mm		10,300.50 円					
100 mm		19,750.50 円	40mm以上		使用水量 1 m <sup>3</sup> につき 56.70 円		
150 mm		54,306.00 円	公衆浴場用				
200 mm		108,622.50 円	臨時用		使用水量 1 m <sup>3</sup> につき 193.20 円		
500 mm		2,038,785.00 円					

(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。  
ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。

(加入金)

口 径	加入金額	口 径	加入金額	口 径	加入金額
13 mm	31,500 円	40 mm	262,500 円	100mm以上	管理者が別に 定める額
20 mm	50,400 円	50 mm	483,000 円		
25 mm	88,200 円	75 mm	1,050,000 円		

(12) 平成23年5月

(計量制)

口 径	料 金	基 本 料 金	料 金 口 径 及 び 用 途		従量料金 (1 か月当たり)	
					8 m <sup>3</sup> 未満の使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	8 m <sup>3</sup> 以上の使用水量 1 m <sup>3</sup> につき
13 mm		546.00 円	料金口径 及び用途		8 m <sup>3</sup> 未満の使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	8 m <sup>3</sup> 以上の使用水量 1 m <sup>3</sup> につき
20 mm		682.50 円				
25 mm		871.50 円				
40 mm		3,150.00 円	25mm 以下	家事用	10.50 円	118.65 円
50 mm		5,880.00 円		その他	使用水量 1 m <sup>3</sup> につき 118.65 円	
75 mm		14,910.00 円	40mm以上			
100 mm		28,560.00 円				
150 mm		78,540.00 円	公衆浴場用		使用水量 1 m <sup>3</sup> につき 70.35 円	
200 mm		156,975.00 円				
500 mm		2,931,915.00 円	臨時用		使用水量 1 m <sup>3</sup> につき 237.30 円	

(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。  
ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。

(加入金)

口 径	加入金額	口 径	加入金額	口 径	加入金額
13 mm	31,500 円	40 mm	262,500 円	100mm以上	管理者が別に 定める額
20 mm	50,400 円	50 mm	483,000 円		
25 mm	88,200 円	75 mm	1,050,000 円		

(12) 平成26年4月

(計量制)

口 径	料 金	基 本 料 金	料金口径 及び用途		従量料金（1か月当たり）	
					8 m <sup>3</sup> 未満の使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	8 m <sup>3</sup> 以上の使用水量 1 m <sup>3</sup> につき
13 mm		561.60 円	料金口径 及び用途		8 m <sup>3</sup> 未満の使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	8 m <sup>3</sup> 以上の使用水量 1 m <sup>3</sup> につき
20 mm		702.00 円				
25 mm		896.40 円				
40 mm		3,240.00 円	25mm 以下	家事用	10.80 円	122.04 円
50 mm		6,048.00 円		その他	使用水量 1 m <sup>3</sup> につき 122.04 円	
75 mm		15,336.00 円	40mm以上			
100 mm		29,376.00 円				
150 mm		80,784.00 円	公衆浴場用		使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	72.36 円
200 mm		161,460.00 円	臨時用		使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	244.08 円
500 mm		3,015,684.00 円				

(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。  
ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。

(加入金)

口 径	加入金額	口 径	加入金額	口 径	加入金額
13 mm	32,400 円	40 mm	270,000 円	100mm以上	管理者が別に 定める額
20 mm	51,840 円	50 mm	496,800 円		
25 mm	90,720 円	75 mm	1,080,000 円		



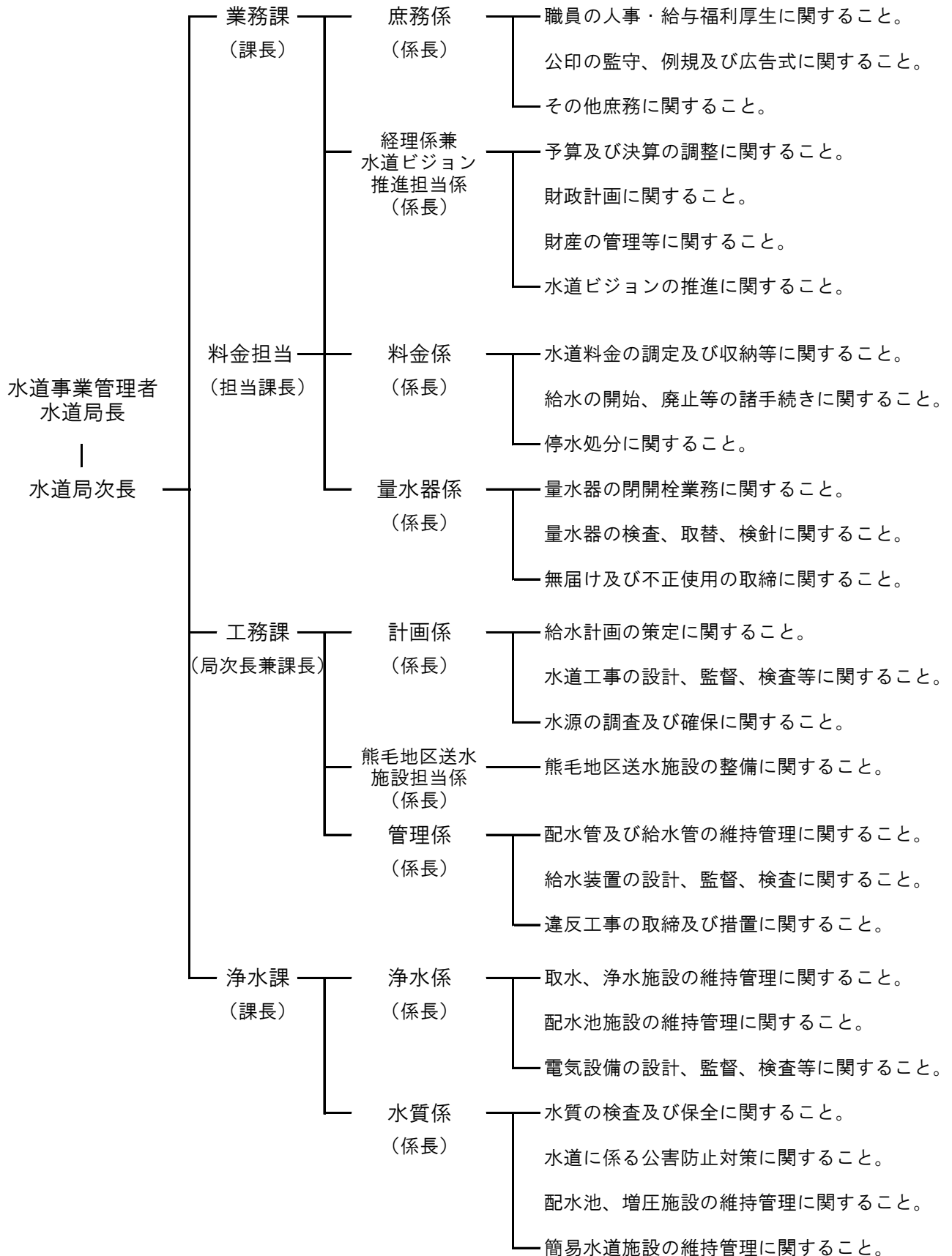
# そ の 他

- 1 水道局機構図
- 2 職員配置
- 3 年齢別職員構成
- 4 勤続年数別職員構成
- 5 水道年表



# そ の 他

## 1 水道局機構図（合計35名 管理者を含む）

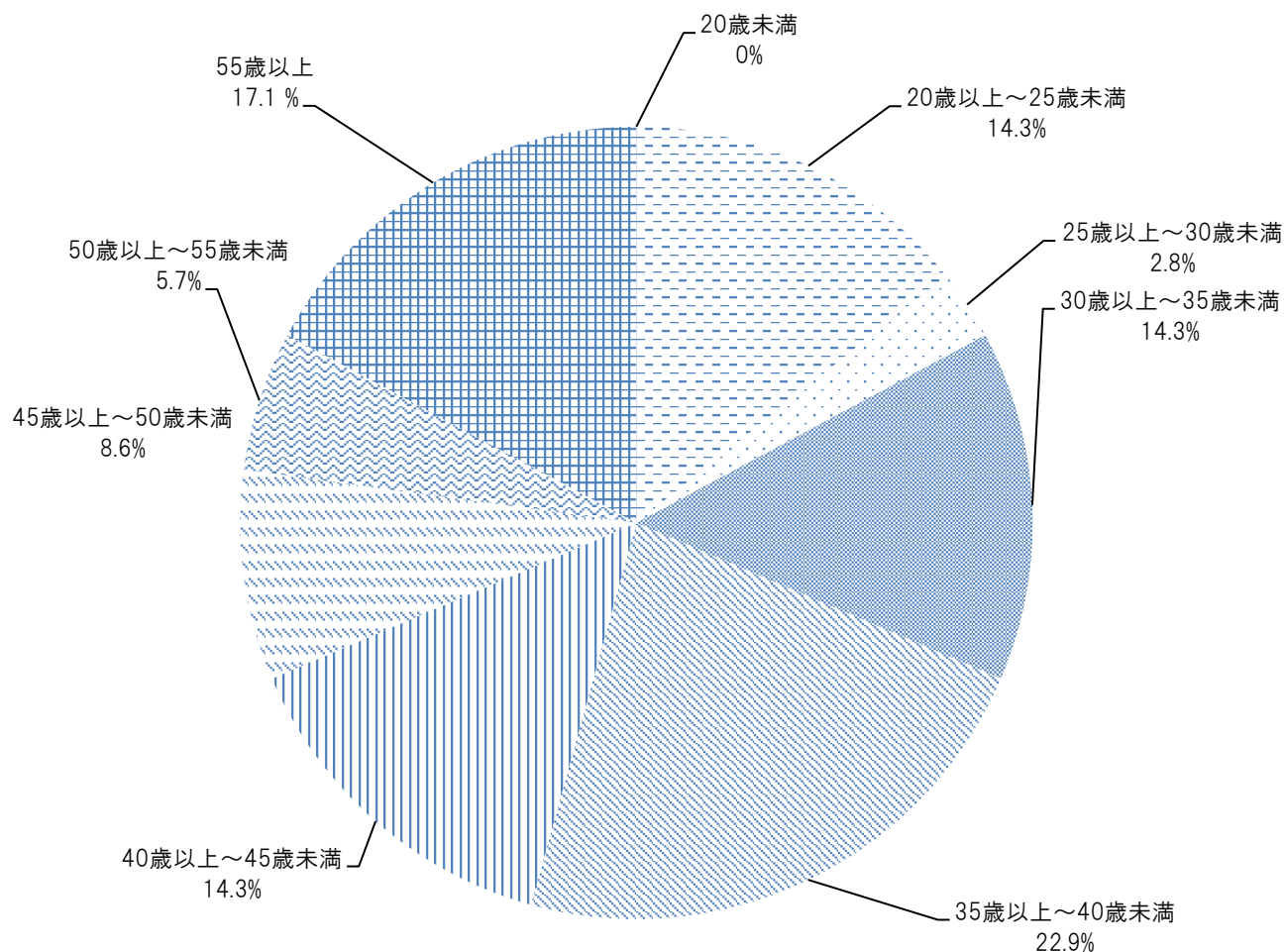


2 職員配置（平成26年3月31日現在 管理者を除く）

（単位：人）

課 別	職 種		事 務 職 員	技 術 職 員	合 計
	係 別				
管 理 職	—		2	2	4
業 務 課	庶 務 係		2	0	2
	経 理 係 兼 水道ビジョン 推進担当係		4	0	4
	料 金 係		5	0	5
	量 水 器 係		3	0	3
工 務 課	管 理 係		0	5	5
	計 画 係		0	4	4
	熊 毛 地 区 送水施設担当係		0	1	1
浄 水 課	浄 水 係		0	6	6
	水 質 係		0	1	1
合 計			16	19	35

### 3 年齢別職員構成

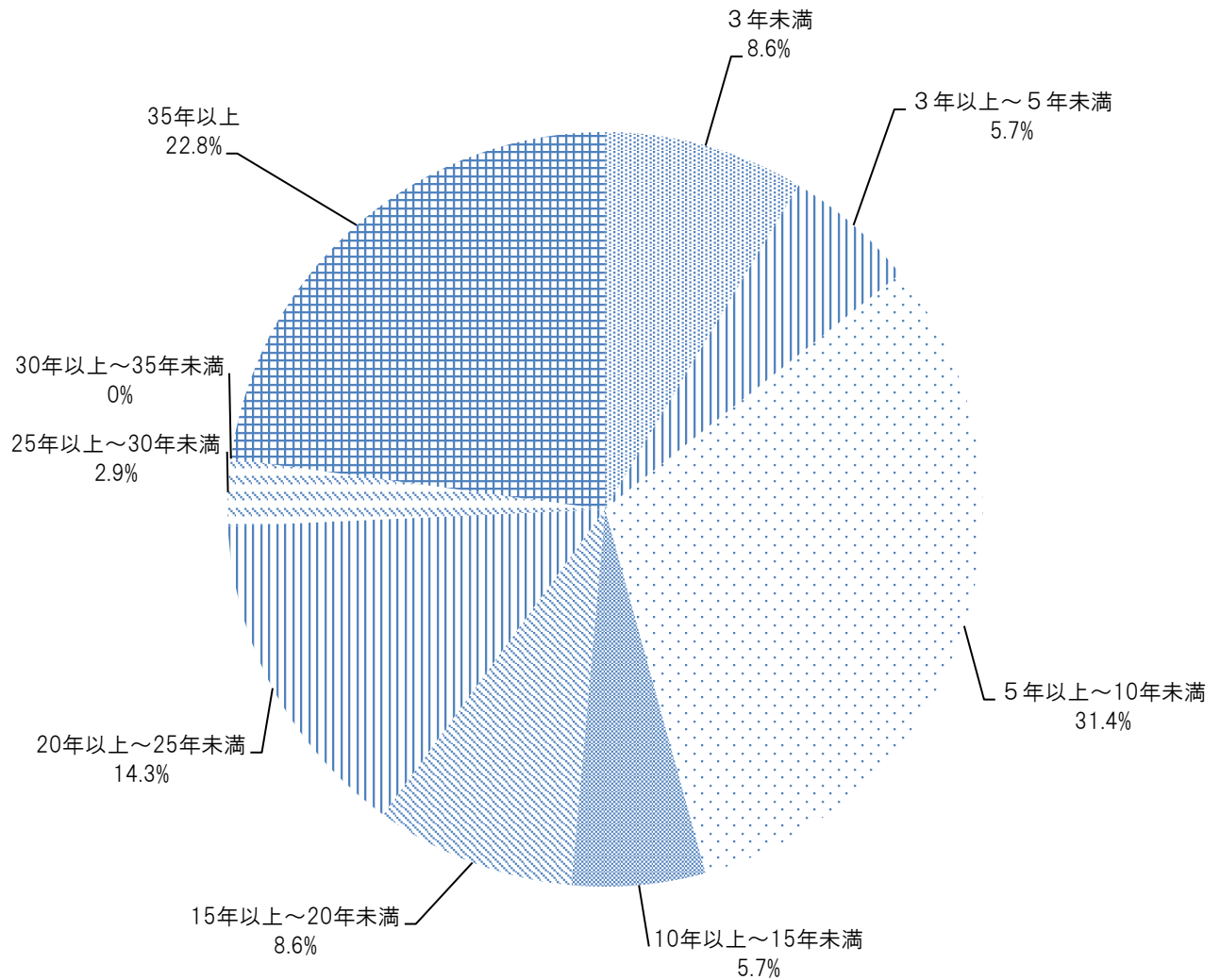


平成26年3月31日現在

年齢別	職 種	事務職員 (人)	技術職員 (人)	合計 (人)	構成比率 (%)
20歳未満		0	0	0	0.0
20歳以上～25歳未満		1	4	5	14.3
25歳以上～30歳未満		1	0	1	2.8
30歳以上～35歳未満		4	1	5	14.3
35歳以上～40歳未満		3	5	8	22.9
40歳以上～45歳未満		2	3	5	14.3
45歳以上～50歳未満		2	1	3	8.6
50歳以上～55歳未満		1	1	2	5.7
55歳以上		2	4	6	17.1
合 計		16	19	35	100.0
平均年齢		39.3	40.3	39.8	—

(注) 管理者、再任用職員を除く。

#### 4 勤続年数別職員構成



平成26年3月31日現在

年数別	職 種		合計 (人)	構成比率 (%)
	事務職員 (人)	技術職員 (人)		
3年未満	1	2	3	8.6
3年以上～5年未満	1	1	2	5.7
5年以上～10年未満	5	6	11	31.4
10年以上～15年未満	2	0	2	5.7
15年以上～20年未満	1	2	3	8.6
20年以上～25年未満	2	3	5	14.3
25年以上～30年未満	1	0	1	2.9
30年以上～35年未満	0	0	0	0
35年以上	3	5	8	22.8
合 計	16	19	35	100.0
平均年数	15.9	16.7	16.3	—

(注) 管理者、再任用職員を除く。

## 5 水道年表

年 月	事 項
昭和12年 8月	● 海軍工廠の建設が決定
昭和14年 1月	● 海軍工廠の建設開始
4月	● 海軍工廠専用水道の工事着工
昭和15年 4月	● 初めて水道による消火栓を設置
8月	● 新設の海軍工廠名を「光」に決定
9月	● 海軍工廠専用の第1次水道布設工事完成（給水能力15,000m <sup>3</sup> /日）
10月	● 海軍工廠内の工業用水及び従業員福利施設に給水開始
昭和18年 4月	● 光町と室積町の合併により、光市が誕生
昭和20年 8月	● 第2次世界大戦により、海軍工廠壊滅
9月	● 大暴風雨の襲来により島田川が氾濫し、水源池が被害を受ける。
12月	● 終戦によって旧海軍工廠専用水道施設の維持管理を光市が引き継ぎ、暫定的に水道事業を開始
昭和21年 1月	● 光市水道課を新設し、旧海軍工廠の引き受け態勢を確立
3月	● 光市水道給水条例の制定
4月	● 水道特別会計の新設
昭和22年 2月	● 光市水道給水条例の一部改正により、水道料金の改定
昭和23年 6月	● 光市上水道事業認可の申請 室積方面配水管布設第1期工事（室積町一円）
11月	● 旧海軍工廠専用水道を大蔵省から一時使用許可のまま光市上水道事業の認可を受ける。
昭和24年 3月	● 水道料金の改定 ● 上水道給水工事施工業者を指定する規程の制定
昭和25年 2月	● 旧海軍工廠地区に埋設されている不用となった配水管の移動許可を大蔵省から得て、光市上水道の配水管に転用するための撤去工事を開始
4月	● 光市上水道拡張事業 川口及び浅江配水管布設工事
5月	● 光市上水道拡張事業 新光学院給水管布設工事
9月	● キジア台風の襲来により、水道施設が被害を受ける。 ● 光市上水道拡張事業 室積方面配水管布設第2期工事
10月	● 光市上水道拡張事業 上島田方面配水管布設工事
昭和26年 6月	● ケート台風の襲来により、配水池の法面900m <sup>2</sup> が崩壊し、岩屋地区配水管が大きな被害を受ける。
10月	● ルース台風の襲来により、大きな被害を受ける。
昭和27年 11月	● 賠償指定の解除により、上水道施設の一時使用許可が無償貸付となり、市営上水道の開始を市議会にて議決
昭和28年 3月	● 旧海軍工廠内の配水管撤去作業の完了
7月	● 水道料金の改定
8月	● 旧海軍工廠の水道施設の国有財産無償貸付契約を大蔵省と締結
12月	● 光市上水道第1次拡張事業の認可申請に先立ち、既得水利権者の同意を得て島田川流水引用の許可を申請

年 月	事 項
昭和29年 2月	● 光市上水道第1次拡張事業の認可を申請
7月	● 上ヶ原簡易水道の新設工事の施工を議決
9月	● 台風13号の襲来により、大きな被害を受ける。
12月	● 上ヶ原簡易水道の新設工事着工
昭和30年 3月	● 上ヶ原簡易水道事業の認可を受ける。
4月	● 上ヶ原簡易水道の給水開始
11月	● 光市上水道第1次拡張事業の認可を受ける。
昭和32年 6月	● 光市水道給水条例を廃止し、光市上水道使用条例を制定
12月	● 水道法の改正により、光市水道事業に水道技術管理者を設置
昭和36年 2月	● 水道部を新設し、業務課及び工務課を設置
4月	● 水道事業に公営企業の一部適用を受け、光市特別会計を光市水道企業会計に改め、別途、光市簡易水道特別会計を創設
昭和37年 3月	● 光市上水道第1次拡張事業前期工事の完成
4月	● 第1次拡張事業後期工事の着工
昭和39年 6月	● 旧海軍工廠水道施設の一部を大蔵省から無償譲与
昭和40年 4月	● 水道料金の改定
昭和41年 12月	● 水道法の改正により、水道事業の設置等に関する条例を制定
昭和42年 4月	● 光市水道事業に地方公営企業法を適用、水道事業管理者を設置し市長がこれにあたる。
昭和45年 3月	● 光市上水道第1次拡張事業後期工事の完成
11月	● 光市上水道第2次拡張事業の認可を受ける。 ● 一般家庭の全世帯と月平均の使用水量が50m <sup>3</sup> 以下の営業用の使用者を対象として水道メーターの隔月検針を実施
昭和46年 2月	● 光市上水道第2次拡張事業の着工
4月	● 水道料金の改定 ● 水道部に浄水課を設置
6月	● 光市上水道第2次拡張事業 第3号集水管埋設工事の完成
7月	● 光市上水道第2次拡張事業 第3ポンプ井築造工事の完成
7月	● 高地部配水対策として、浅江上ヶ原住宅への配水タンク施設を設置
昭和47年 3月	● 光市上水道第2次拡張事業の変更認可を受ける。
9月	● 西部方面配水増強対策として、光製鐵所所有の遊休配水管の一部を購入
昭和48年 4月	● 光市上水道第2次拡張事業 汚水池築造工事の完成
5月	● 光市上水道第2次拡張事業 傾斜板沈澱池築造工事の完成
6月	● 光市上水道第2次拡張事業 林浄水場の完成
11月	● 水道料金の改定（用途別料金体系から口径別料金体系に変更）
昭和49年 3月	● 光市上水道第2次拡張事業 観音寺配水池築造工事の完成 ● 光市上水道第3次拡張事業の認可を受ける。
昭和50年 4月	● 水道料金の改定
10月	● 水道料金の改定
昭和51年 4月	● 水道部を水道局に昇格し、水道事業管理者制度を導入
昭和53年 7月	● 水道料金の隔月集金を実施

年 月	事 項
昭和54年 7月	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（浅江地区の住居表示変更）
昭和55年 7月	● 記録的集中豪雨による来州堤の決壊により、送水本管口径600 <sup>m</sup> / <sub>m</sub> が破損し、市内12,000世帯が2日間にわたって断水となる。
	11月 ● 送水本管口径600 <sup>m</sup> / <sub>m</sub> の災害復旧工事の完了
昭和56年 4月	● 水道料金の改定（加入金制度の新設）
昭和58年 3月	● 水道局新庁舎の建設工事の完成
	5月 ● 水道局新庁舎での業務開始
昭和59年 4月	● 水道料金計算の電算化
	6月 ● 水道料金の改定
昭和61年 10月	● 水道課40周年記念OB会開催
平成元年 8月	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（光井地区の住居表示変更）
	9月 ● 下水道工事による西部配水管の破損事故により、光市西部地区が全面断水
	10月 ● 税制改革法の制定に伴う光市水道給水条例の一部を改正
平成2年 2月	● 毎月第2、第4土曜日を閉庁
	10月 ● 光市水道創設50周年記念式典の開催（光市民ホール）
平成3年 9月	● 台風19号の塩害による被害により停電となり、市内全域が全面断水
平成5年 3月	● 第3次拡張事業の完成
	5月 ● 毎週土曜日を閉庁、完全週休2日制の実施
	8月 ● 受水槽の設置基準の見直し、給水工事検査手数料の改正に伴う光市水道給水条例の一部改正
平成7年 4月	● 周南都市水道水質検査センター開所式
平成8年 6月	● 岩屋・伊保木地区簡易水道事業経営認可（指令生活衛生第361号）
	● 第1回水道まつり開催
	11月 ● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（室積地区の住居表示変更）
平成9年 2月	● 林浄水場本館棟、送水ポンプ棟、耐震改修工事竣工
	4月 ● 消費税法等の一部改正に伴う光市水道給水条例の一部改正
	6月 ● 第2回水道まつり開催
平成10年 3月	● 牛島簡易水道事業経営認可（指令生活衛生第1278号）
	4月 ● 岩屋・伊保木簡易水道の給水開始
	6月 ● 第3回水道まつり開催
	● 水道料金徴収業務にオンラインシステムを導入
	8月 ● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（三島地区の住居表示変更）
	9月 ● 検針業務にハンディターミナルを導入
平成11年 4月	● 牛島簡易水道の給水開始
	6月 ● 第4回水道まつり開催
	9月 ● 台風18号による強風のため、浄水場が長時間停電となる
	12月 ● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
	7月 ● 光市水道第4次拡張事業変更認可申請（光水第869号）
平成12年 1月	● 光市水道第4次拡張事業変更認可（厚生省収生衛第37号）
	6月 ● 第5回水道まつり開催

年 月	事 項
平成12年 10月	● 鳥取県西部地震災害復旧応援
平成13年 1月	● 送水本管（スパイラル鋼管口径600 <sup>m</sup> /m）が破損
3月	● 芸予地震（光市マグニチュード5弱）により、市内全域に濁り水が発生 ● 予納金制度の廃止に伴う光市水道給水条例の一部改正
4月	● 財務会計システムを導入
6月	● 第6回水道まつり開催
9月	● 職員の再任用に伴う光市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
平成14年 3月	● 検針業務の一部を民間に委託
6月	● 第7回水道まつり開催
平成15年 3月	● 水道法の一部改正（貯水槽水道関係）に伴い、光市水道給水条例の一部改正 ● 周南市発足に係る周南都市水道水質検査センター協議会を組織する地方公共団体の減少及び規程の変更を議決
6月	● 第8回水道まつり開催
11月	● 光市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正
平成16年 3月	● 消費税法等の一部改正（総額表示）に伴う光市水道給水条例の一部改正 ● 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う光市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
6月	● 第9回水道まつり開催
10月	● 光市水道事業の廃止（光市、大和町の合併により） ● 光市水道事業の設置（光市、大和町の合併により）
平成17年 4月	● 検針業務の全面委託
6月	● 第10回水道まつり開催
10月	● 水道料金未納整理業務及び給水停止処分の実施
平成18年 6月	● 第11回水道まつり開催
9月	● 大和簡易水道を上水道に統合するための光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
平成19年 3月	● 水道料金改定に伴う光市水道給水条例の一部改正
5月	● 第12回水道まつり開催
9月	● 雇用保険法等の一部改正に伴う雇用保険の受給資格要件の改正に伴う光市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正 ● 周南都市水道水質検査センター協議会の事務所の位置変更に伴う周南都市水道水質検査センター協議会規約の一部改正
12月	● 清山配水池新タンク稼働
平成20年 3月	● 上ヶ原簡易水道の上水道統合に伴う光市簡易水道の設置及び管理に関する条例及び光市簡易水道給水条例の一部改正 ● 簡易水道から上水道に編入する際の水道料金を明確にするための光市水道給水条例の一部改正 ● 光市水道事業の変更認可に伴う光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正



年 月	事 項
平成20年 3月	● 上ヶ原配水池稼働
4月	● 上ヶ原簡易水道を上水道に統合
6月	● 第13回水道まつり開催 ● 光市地域水道ビジョン「光市水道光合成プラン」を策定
平成21年 3月	● 大和配水池稼働
4月	● 岩屋・伊保木簡易水道、大和簡易水道を上水道に統合
6月	● 第14回水道まつり開催
平成22年 3月	● 光市職員退職手当条例等の一部改正 ● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
6月	● 「光市水道事業経営懇話会」の設置 水道事業管理者から懇話会への意見要望書の提出
12月	● 懇話会座長より意見書提出
平成23年 1月	● 紫外線照射施設の完成
3月	● 水道料金改定に伴う光市水道給水条例の一部改正
6月	● 第15回水道まつり開催
11月	● 光市水道広報誌「光の水だより#1」発行
平成24年 3月	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
6月	● 第16回水道まつり開催
12月	● 光市水道事業及び簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を制定
平成25年 1月	● 熊毛地区送水事業に着手
6月	● 第17回水道まつり開催
12月	● 消費税法等の一部改正に伴う光市水道給水条例の一部改正
平成26年 4月	● 地方公営企業会計制度の見直しに伴い、新会計制度へ移行

平成26年度 光市水道事業年報

〒743-0063 光市島田一丁目17番1号

光市水道局

電 話 0833-71-0700

F A X 0833-72-8567

E-mail [suidou@waterworks.city.hikari.lg.jp](mailto:suidou@waterworks.city.hikari.lg.jp)

ホ-ムペ-ジ <http://www.hikarisuidou-yamaguchi.jp/index.html>